

# 令和7年度地域再生計画の評価等に関する調査

## 報告書

令和8年3月

内閣府地方創生推進事務局

## 目 次

|      |  |    |
|------|--|----|
| I.   | 調査の概要                                      | 1  |
| II.  | 認定地域再生計画の基本情報                              | 5  |
| 1.   | 都道府県別認定地域再生計画数                             | 6  |
| 2.   | 認定地方公共団体の人口規模の分布状況                         | 8  |
| 3.   | 認定地域再生計画の認定時期                              | 8  |
| 4.   | 認定地域再生計画の計画期間                              | 9  |
| III. | 認定地域再生計画に関する調査                             | 10 |
| 1.   | 認定地域再生計画における支援措置の活用状況                      | 11 |
| 2.   | 認定地域再生計画の作成                                | 12 |
| 3.   | 認定地域再生計画で設定されている目標数                        | 14 |
| 4.   | 認定地域再生計画で設定されている事業数                        | 15 |
| 5.   | 地域再生計画作成の難易度                               | 16 |
| 6.   | 認定地域再生計画の進捗状況                              | 17 |
| 7.   | 認定地域再生計画の効果の検証・評価                          | 22 |
| 8.   | 認定地域再生計画の目標達成に向けた取組                        | 26 |
| 9.   | 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組                        | 27 |
| 10.  | 地域再生協議会                                    | 31 |
| 11.  | デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況 | 35 |
| 12.  | 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況            | 37 |
| 13.  | 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】の活用状況            | 40 |
| 14.  | 事前相談制度の取組                                  | 43 |
| 15.  | 広域連携の実施状況                                  | 45 |
| 16.  | 認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般への意見・要望             | 48 |

### 留意事項

1. 本報告書中の (n) はアンケート調査の設問に対する全体の回答対象数であり、100%が何件の回答に相当するのかを示す割合算出の基数となるものである。
2. 複数回答方式の設問に対する回答の結果数値 (%) については、回答対象数 (n) に対する割合を示しているため、その合計が100%を超える場合がある。
3. 結果数値 (%) は、端数処理の影響で合計が100.0%にならない場合がある。
4. グラフの一部では回答数0 (0.0%) を省略しているものがある。
5. 本調査において記載している支援措置の名称は、令和7年12月現在のものである。
6. 結果数値 (%) は端数処理しているため、先行設問で特定の選択肢を回答した者を対象とする設問の母数は、先行設問における該当選択肢の割合の合計と一致しない場合がある。

# I. 調査の概要

# 1. 調査の概要

## (1) 本調査の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成26年以降は、

- ・平成26年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
- ・平成27年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・平成28年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・平成30年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等
- ・令和6年通常国会において、地域住宅団地再生事業制度の拡充や民間事業者等の施設整備に関する地方債の特例の創設、企業の地方拠点強化税制の対象の拡大を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成17年の制度創設から21年目を迎える令和7年度においても継続的な制度活用がなされ、令和7年11月末までの間に累計14,314件の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成28年度以降は、デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定や、令和6年度からは、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、平成28年度から令和6年度までの年度平均で約1,340件（平成17年度から27年度の年度平均認定計画数は約181件）の計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、当該制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

令和7年度においては、地域再生法第8条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）を作成した認定地方公共団体に対する調査（以下「認定地方公共団体向け調査」という。）を実施した。

【参考】地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

|   |
|---|
| 4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項   |
| 7) 認定地域再生計画の実施状況等   |
| ① (略)   |
| ② 地域再生に資する施策の評価   |
| イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。 |
| ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。   |
| ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。   |
| ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。   |

## (2) 調査対象

調査の対象は、以下のとおりである。

令和7年3月31日時点で活用されている認定地域再生計画

※第73回認定分まで・当該時点で計画期間が終了したものを含む。

- ・ 対象計画数：6,048計画（現行計画：4,170計画／令和6年度終了計画：1,878計画）
- ・ 対象団体数：1,703団体（共同申請については代表団体のみ計上）

## (3) 調査方法

Webブラウザ上での回答を原則とした。ただし、調査対象者側のインターネット環境等の要因により、Webブラウザ上での回答が困難な場合には、事務連絡発出時に送付したMicrosoft Excel調査票による回答も可能とした。

## (4) 調査実施期間

令和7年8月28日（木）～令和7年10月1日（水）

## (5) 調査対象数及び回収状況

| 調査名          | 調査対象数   | 回収数     | 回収率   |
|--------------|---------|---------|-------|
| 認定地方公共団体向け調査 | 6,048計画 | 5,702計画 | 94.3% |

回収した5,702計画の内訳 現行計画：3,967計画／令和6年度終了計画：1,735計画

## (6) 調査回答時点

令和7年8月末時点

## (7) 調査項目

調査に係る調査項目一覧は以下の通りである。

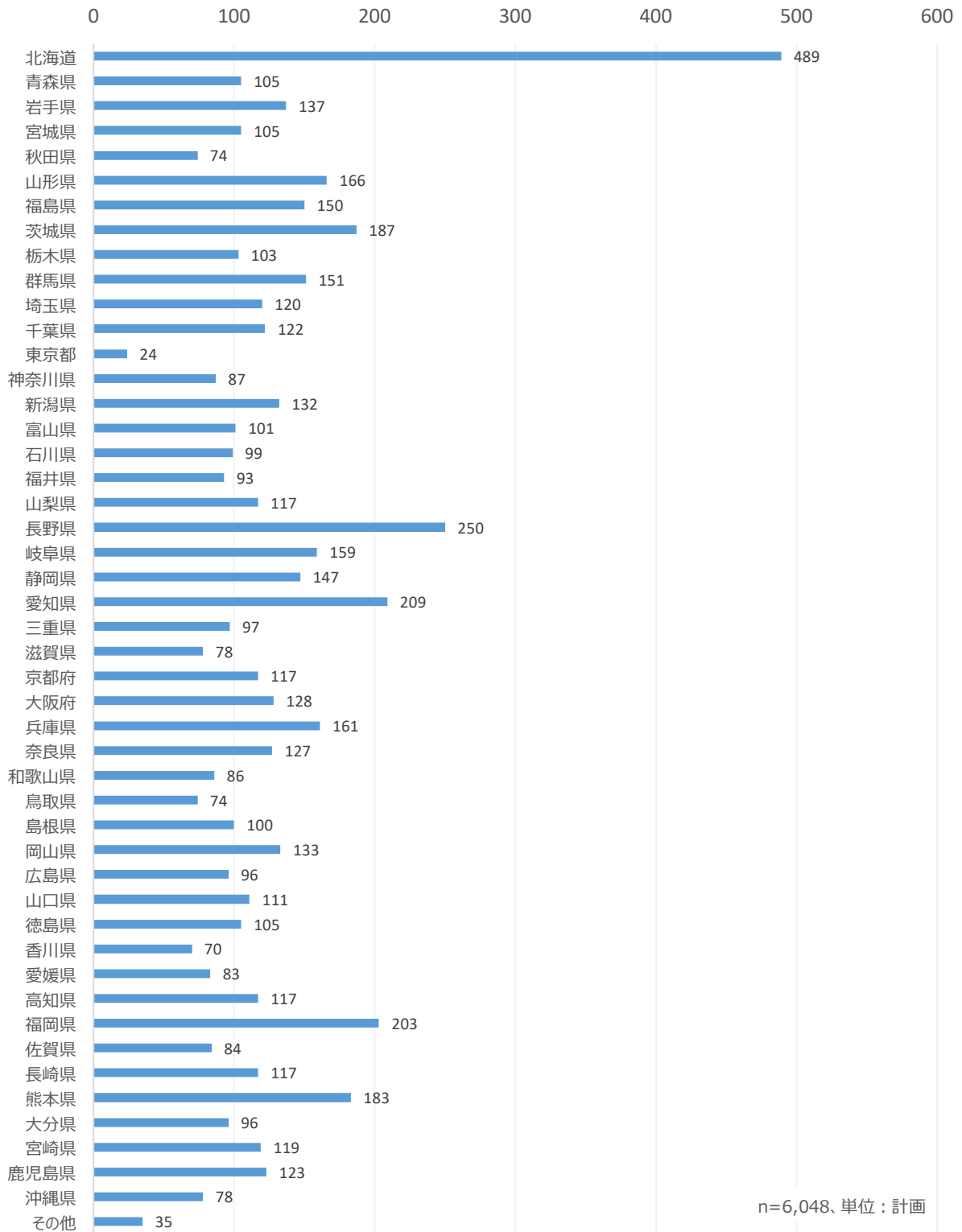
- (1) 認定地域再生計画における支援措置の活用状況
- (2) 認定地域再生計画の作成
- (3) 認定地域再生計画で設定されている目標数
- (4) 認定地域再生計画で設定されている事業数
- (5) 地域再生計画作成の難易度
- (6) 認定地域再生計画の進捗状況
- (7) 認定地域再生計画の効果の検証・評価
- (8) 認定地域再生計画の目標達成に向けた取組
- (9) 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組
- (10) 地域再生協議会
- (11) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況
- (12) 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況
- (13) 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】の活用状況
- (14) 事前相談制度の取組
- (15) 広域連携の実施状況

## II. 認定地域再生計画の基本情報

## 1. 都道府県別認定地域再生計画数

認定地域再生計画数を都道府県別にみると、「北海道」が489計画で最も多く、続いて「長野県」が250計画、「愛知県」が209計画、「福岡県」が203計画となっている。複数の都道府県の地方公共団体が共同で申請している認定地域再生計画は35計画となっている。

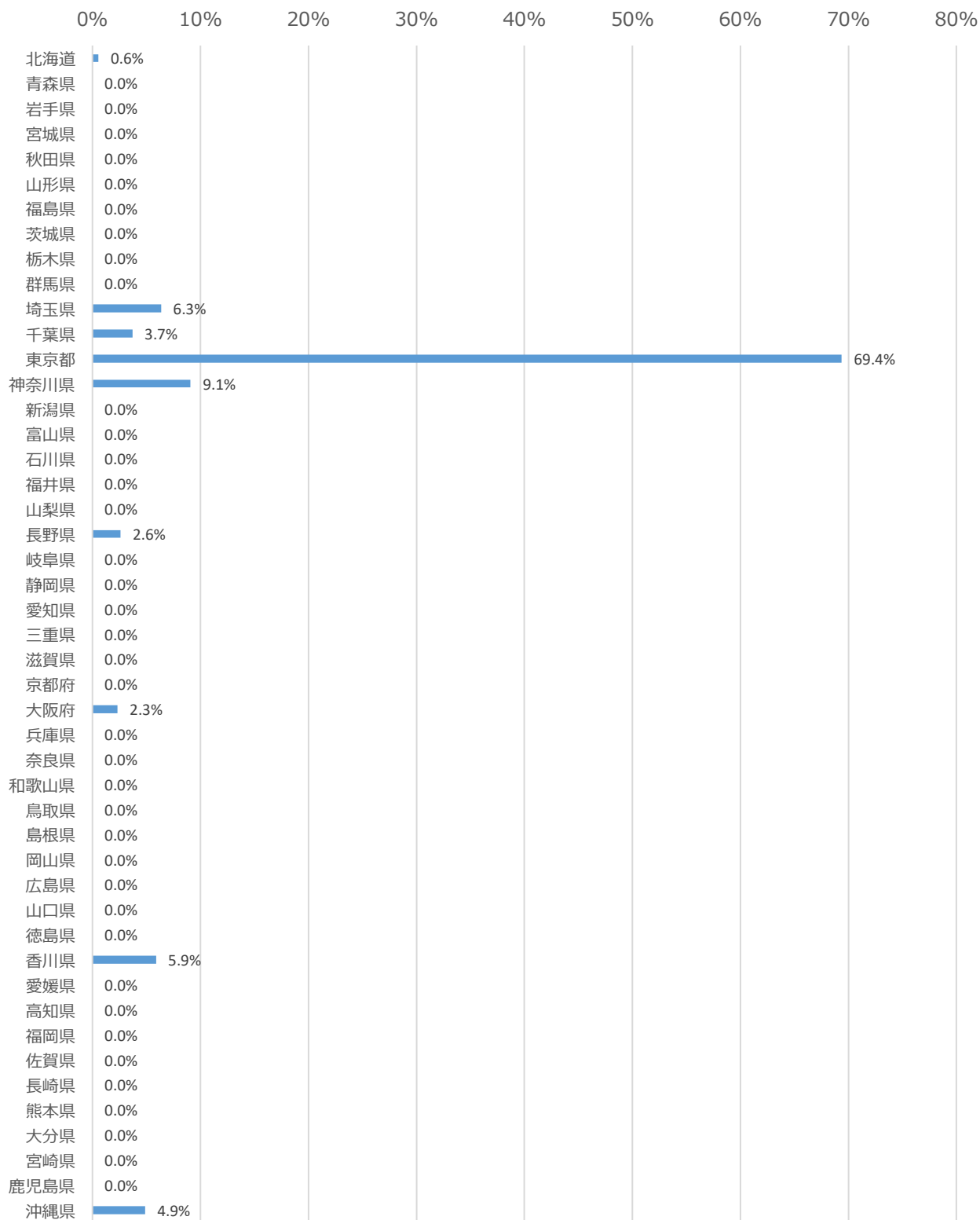
図表 1：都道府県別認定地域再生計画数



(注) その他は、広域連合又は複数の都道府県の地方公共団体が共同で申請している認定地域再生計画である。

所在都道府県の地方公共団体ごとに、現行活用されている認定地域再生計画がない割合をみると、「東京都」が69.4%で最も高く、続いて「神奈川県」が9.1%、「埼玉県」が6.3%、「香川県」が5.9%、「沖縄県」が4.9%となっている。

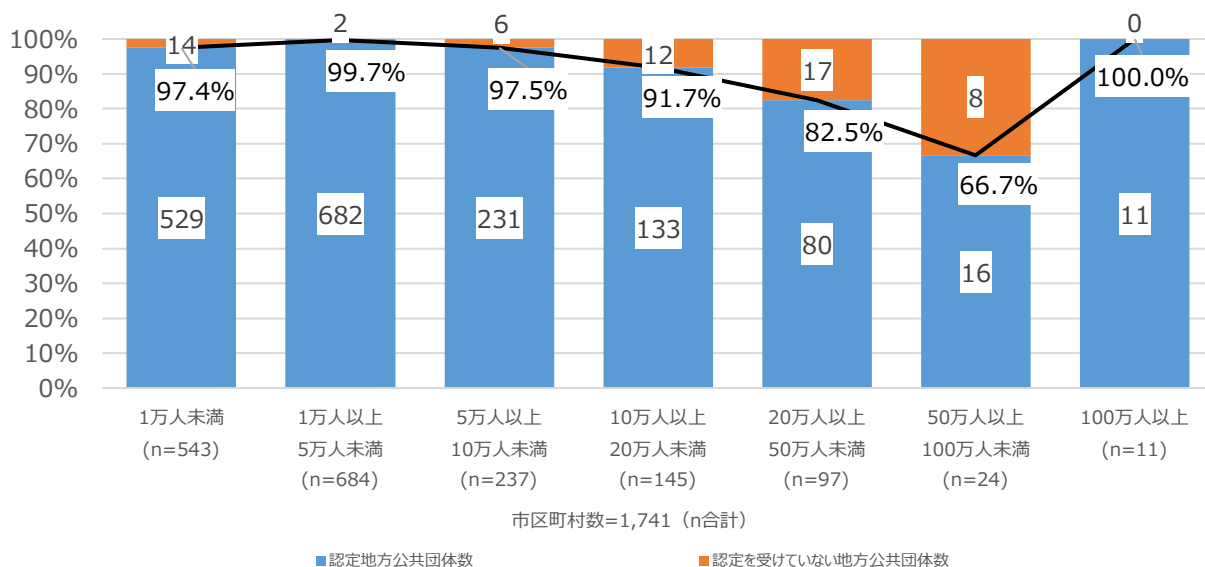
図表 2：現行活用されている認定地域再生計画がない都道府県別地方公共団体の割合



## 2. 認定地方公共団体の人口規模の分布状況

認定地方公共団体のうち市区町村について、人口規模別に認定割合をみると、「100万人以上」が100%となっており、続いて「1万人以上5万人未満」が99.7%、「5万人以上10万人未満」が97.5%、「1万人未満」が97.4%、「10万人以上20万人未満」が91.7%となっている。

図表 3：人口規模別の認定地方公共団体の割合（都道府県を除く）

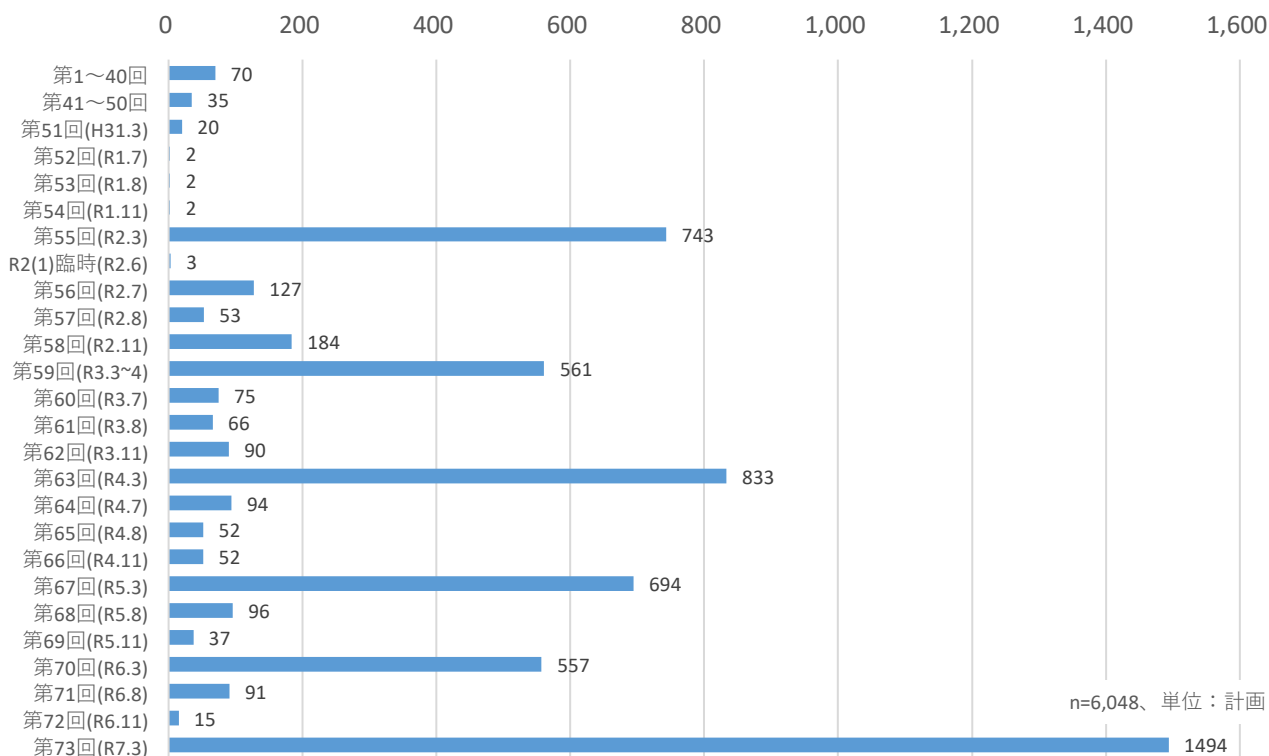


(注)令和7年1月1日時点の住民基本台帳人口を基に算出

## 3. 認定地域再生計画の認定時期

認定地域再生計画数を認定回別にみると、「第73回」が1,494計画で最も多く、「第63回」が833計画、「第55回」が743計画、「第67回」が694計画と続いている。

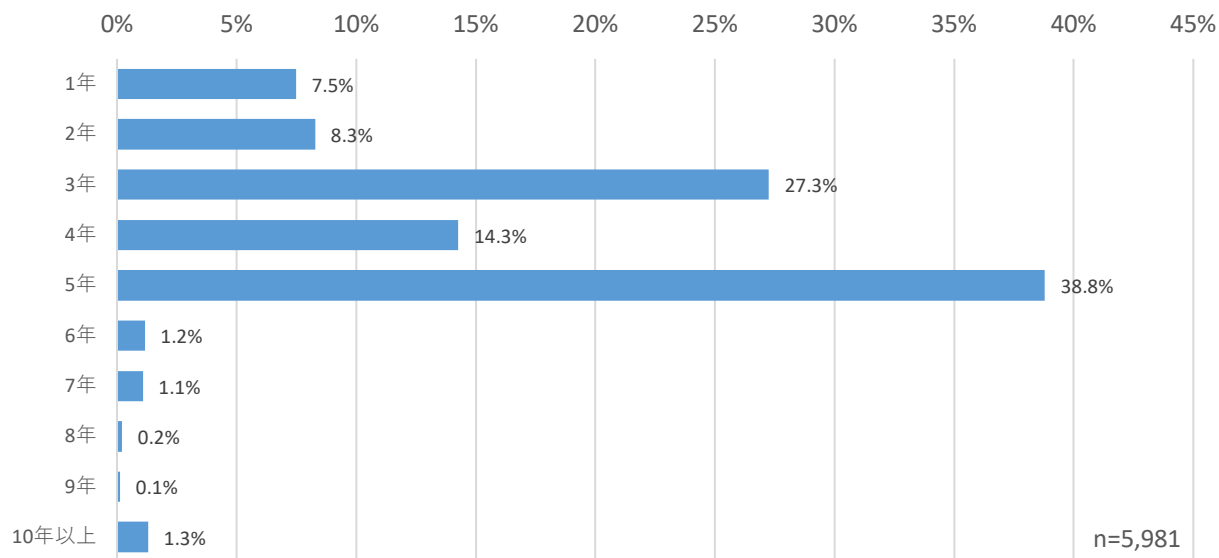
図表 4：認定地域再生計画の認定回別の内訳



#### 4. 認定地域再生計画の計画期間

認定地域再生計画数を計画期間別にみると、「5年」が38.8%で最も多く、続いて「3年」が27.3%となっており、「3年」から「5年」が80.4%を占めている。

図表 5：認定地域再生計画の計画期間別の内訳



### III. 認定地域再生計画に関する調査

## 1. 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「8. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が39.19%で最も多く、続いて「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」が27.71%、「1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】」が12.16%となっている。

図表 6：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

| 活用している支援措置の名称   | 件数    | 構成比     |
|---|-------|---------|
| 1 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】                                  | 716   | 12.16%  |
| 2 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】うちインフラ整備事業                        | 90    | 1.53%   |
| 3 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）                      | 1,632 | 27.71%  |
| 4 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）                  | 698   | 11.85%  |
| 5 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業（旧地方創生道整備推進交付金）           | 173   | 2.94%   |
| 6 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業（旧地方創生污水处理施設整備推進交付金） | 58    | 0.98%   |
| 7 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち港の整備事業（旧地方創生港整備推進交付金）           | 59    | 1.00%   |
| 8 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例                        | 2,308 | 39.19%  |
| 9 地域再生支援利子補給金   | 23    | 0.39%   |
| 10 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例                               | 49    | 0.83%   |
| 11 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例                                       | 2     | 0.03%   |
| 12 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置                                  | 2     | 0.03%   |
| 13 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例  | 2     | 0.03%   |
| 14 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例   | 2     | 0.03%   |
| 16 補助対象施設の有効活用  | 11    | 0.19%   |
| 17 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続の弾力化                                 | 8     | 0.14%   |
| 18 農林水産関係補助対象施設の有効活用  | 3     | 0.05%   |
| 19 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化  | 7     | 0.12%   |
| 20 特定地域再生支援利子補給金  | 1     | 0.02%   |
| 22 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）                                       | 40    | 0.68%   |
| 23 農山漁村振興交付金  | 4     | 0.07%   |
| 25 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置                                    | 1     | 0.02%   |
| 26 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大               | 1     | 0.02%   |
| 合計  | 5,890 | 100.00% |

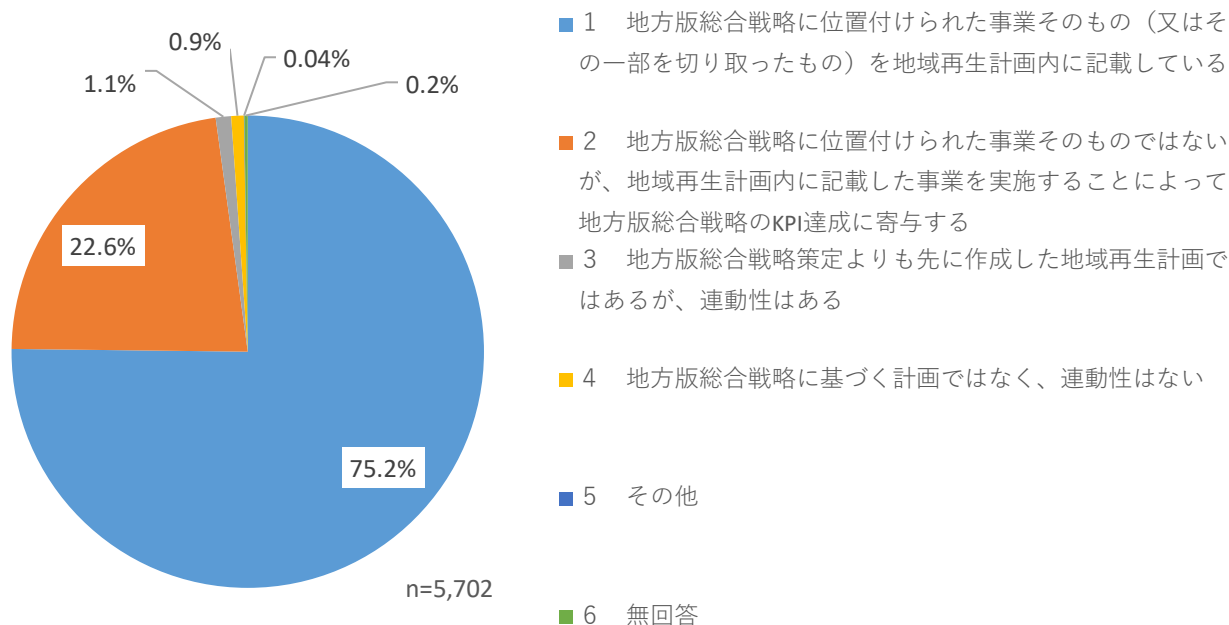
（注）活用件数0件の支援措置を除外している。また、1つの計画に複数の支援措置を記載することが可能なため合計は回答計画数を上回っている。

## 2. 認定地域再生計画の作成

### (1) 認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況

認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況をみると、「1. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのもの（又はその一部を切り取ったもの）を地域再生計画内に記載している」が75.2%で最も多く、「2. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのものではないが、地域再生計画内に記載した事業を実施することによって地方版総合戦略のKPI達成に寄与する」が22.6%となっている。

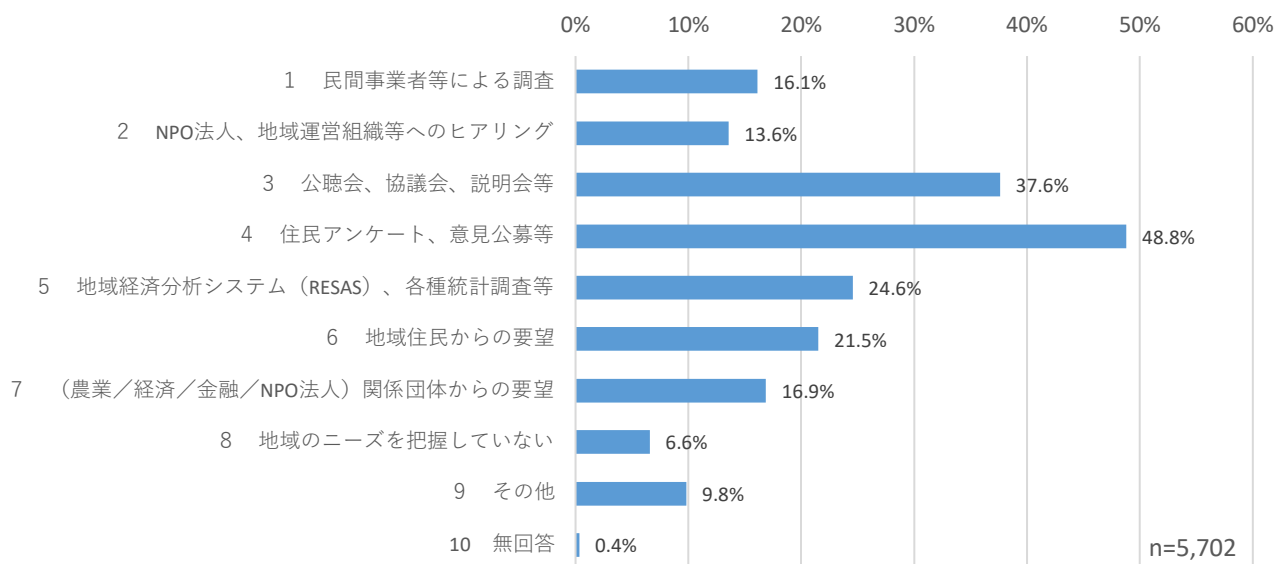
図表 7：認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況



## (2) 認定地域再生計画作成における地域ニーズの把握方法

認定地域再生計画作成に当たっての地域ニーズの把握方法をみると、「4. 住民アンケート、意見公募等」が48.8%で最も多く、続いて「3. 公聴会、協議会、説明会等」が37.6%、「5. 地域経済分析システム（RESAS）、各種統計調査等」が24.6%、「6. 地域住民からの要望」が21.5%、「7. （農業／経済／金融／NPO法人）関係団体からの要望」が16.9%となっている。

図表 8：認定地域再生計画の地域ニーズの把握方法（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

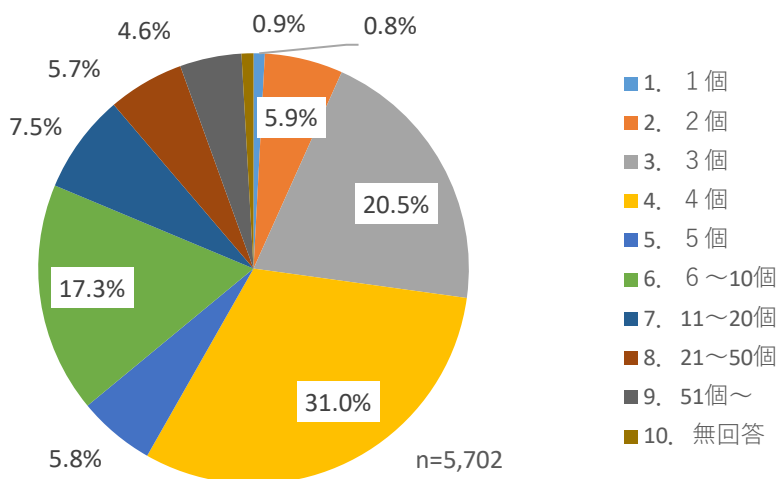
- ・ 地方版総合戦略等の上位計画策定時に把握したニーズの引用
- ・ 県内市町村や関係団体・事業者等へのアンケート又はヒアリング
- ・ 議会や懇談会、有識者会議等における意見・提案
- ・ ワークショップ

### 3. 認定地域再生計画で設定されている目標数

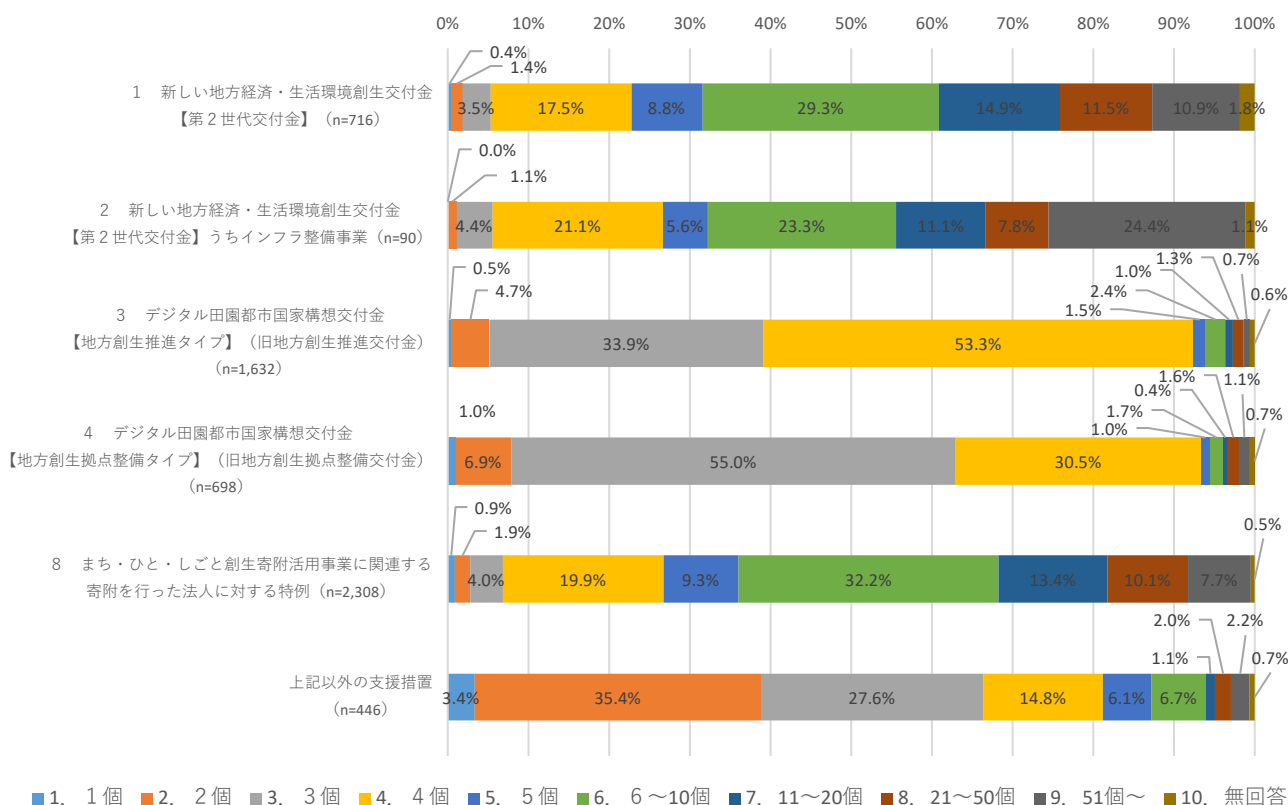
認定地域再生計画で設定されている目標数をみると、「4個」が31.0%で最も多く、続いて「3個」が20.5%、「6～10個」が17.3%となっている。「4個」以下の合計が58.2%を占めている。

また、これを支援措置別にみると、「1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】」、「2. 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】うちインフラ整備事業」、「8. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」において目標数が相対的に多くなっている。

図表 9：認定地域再生計画で設定されている目標数



図表 10：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている目標数



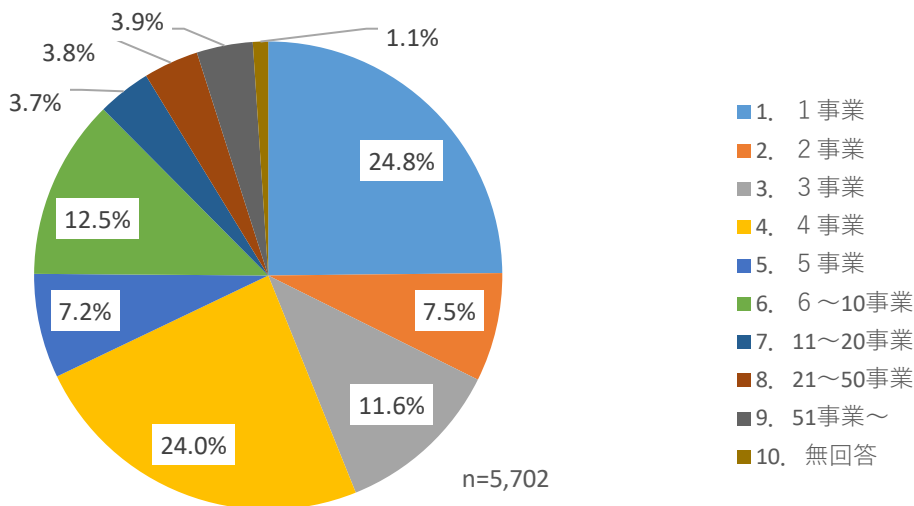
(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに設置状況を計上しているため、(n)の合計は図表9の(n)の合計数よりも大きくなっている。

## 4. 認定地域再生計画で設定されている事業数

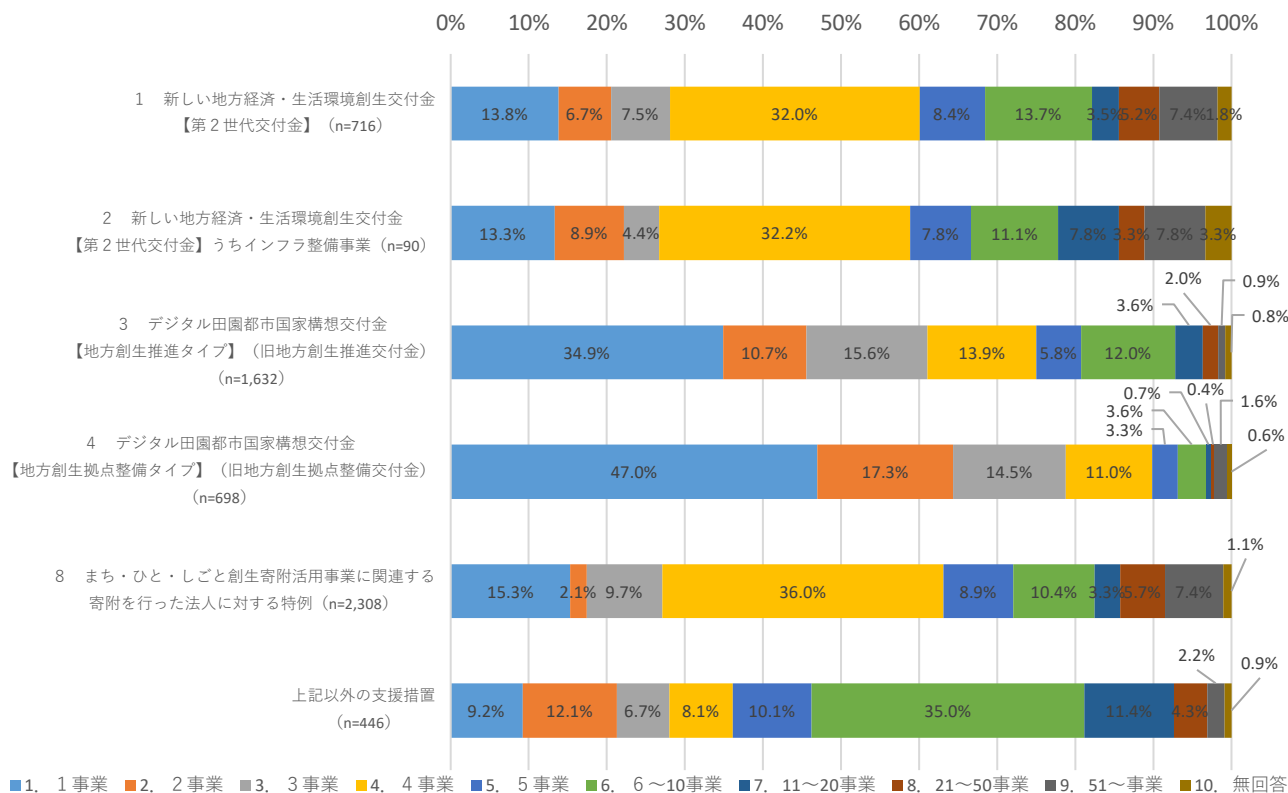
認定地域再生計画で設定されている事業数をみると、「1事業」が24.8%で最も多く、続いて「4事業」が24.0%、「6～10事業」が12.5%となっている。

また、これを支援措置別にみると、「1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】」、「2. 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】うちインフラ整備事業」、「8. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」において事業数が相対的に多くなっている。

図表 11：認定地域再生計画で設定されている事業数



図表 12：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている事業数

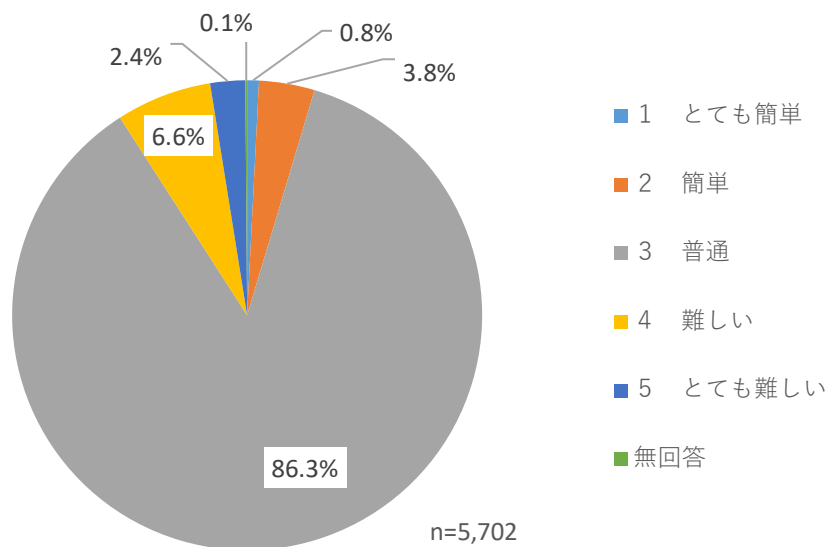


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに設置状況を計上しているため、(n)の合計は図表11の(n)の合計数よりも大きくなっている。

## 5. 地域再生計画作成の難易度

地域再生計画作成の難易度をみると、「3. 普通」が86.3%で最も多くなっており、「1. とても簡単」と「2. 簡単」をあわせた回答の割合が4.6%、「4. 難しい」と「5. とても難しい」をあわせた回答の割合が9.0%を占めている。

図表 13：地域再生計画作成の難易度



また、「4. 難しい」、「5. とても難しい」と回答した場合の理由について、主な回答として以下の記述があった。

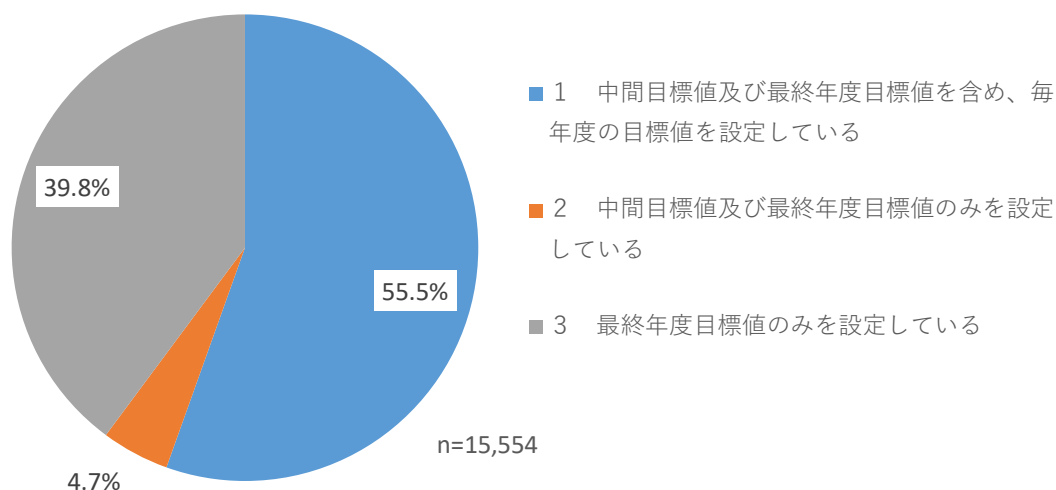
- ・ 適切かつ効果的なKPIの設定が困難
- ・ 庁内外の関係組織や他計画との調整が困難
- ・ マンパワー不足によって計画作成の負担が大きい
- ・ 申請までのスケジュールが短い
- ・ 申請に際し求められる手続や記載事項が多岐にわたり煩雑
- ・ 計画作成に係る経験や専門知識を有した人材の不足

## 6. 認定地域再生計画の進捗状況

### (1) 認定地域再生計画の目標の設定状況

認定地域再生計画の各目標について、「目標の設定状況」をみると、「1. 中間目標値及び最終年度目標値を含め、毎年度の目標値を設定している」が55.5%で最も多く、続いて「3. 最終年度目標値のみを設定している」が39.8%となっている。

図表 14：認定地域再生計画の目標設定状況

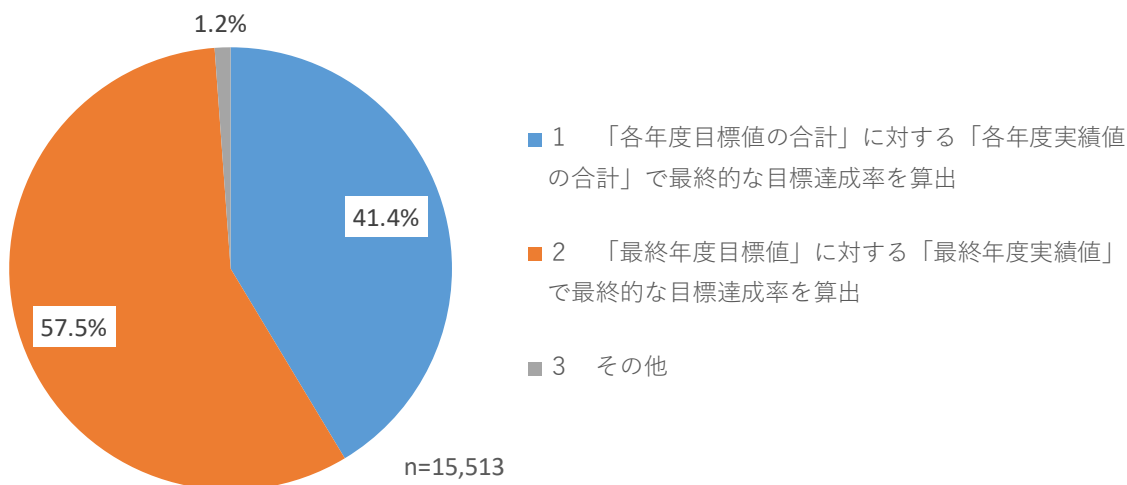


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ目標設定状況を回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。III-6において、以下同じ。

### (2) 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式

計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式については、「1. 「各年度目標値の合計」に対する「各年度実績値の合計」で最終的な目標達成度を算出」が41.4%、「2. 「最終年度目標値」に対する「最終年度実績値」で最終的な目標達成度を算出」が57.5%となっている。

図表 15：計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式



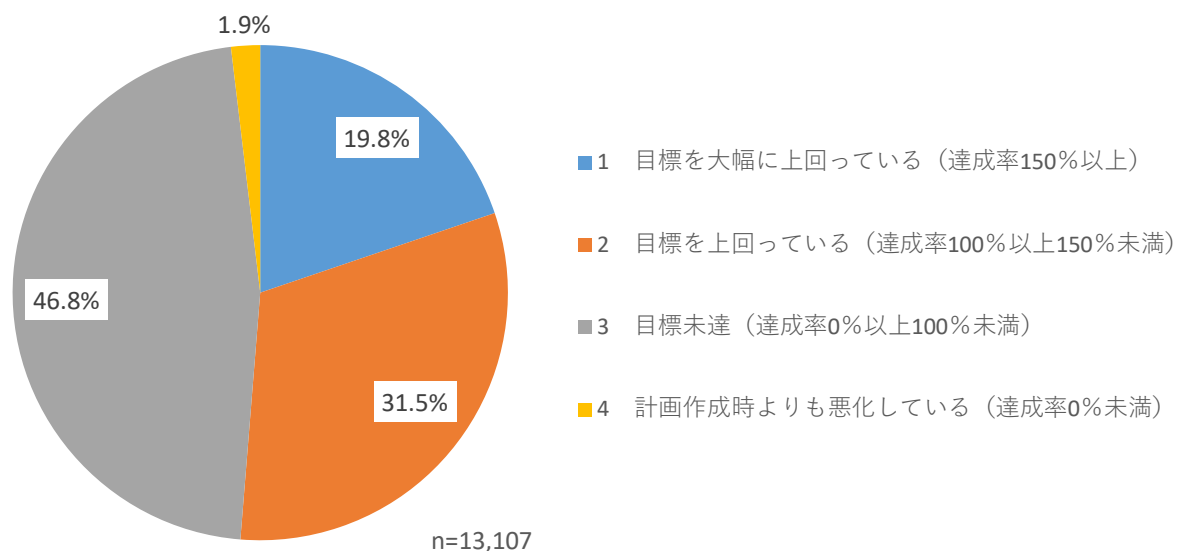
### (3) 認定地域再生計画の目標達成状況

認定地域再生計画の各目標について、令和6年度の目標値、実測値及び達成率を尋ねた。さらに、達成率について、下記のとおり達成状況として分類した。

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 達成率150%以上       | : 1. 目標を大幅に上回っている   |
| 達成率100%以上150%未満 | : 2. 目標を上回っている      |
| 達成率0%以上100%未満   | : 3. 目標未達           |
| 達成率0%未満         | : 4. 計画作成時よりも悪化している |

令和6年度末時点における認定地域再生計画の各目標の達成状況をみると、「1. 目標を大幅に上回っている」が19.8%、「2. 目標を上回っている」が31.5%となっており、目標を達成できたとする割合が51.3%を占めている。

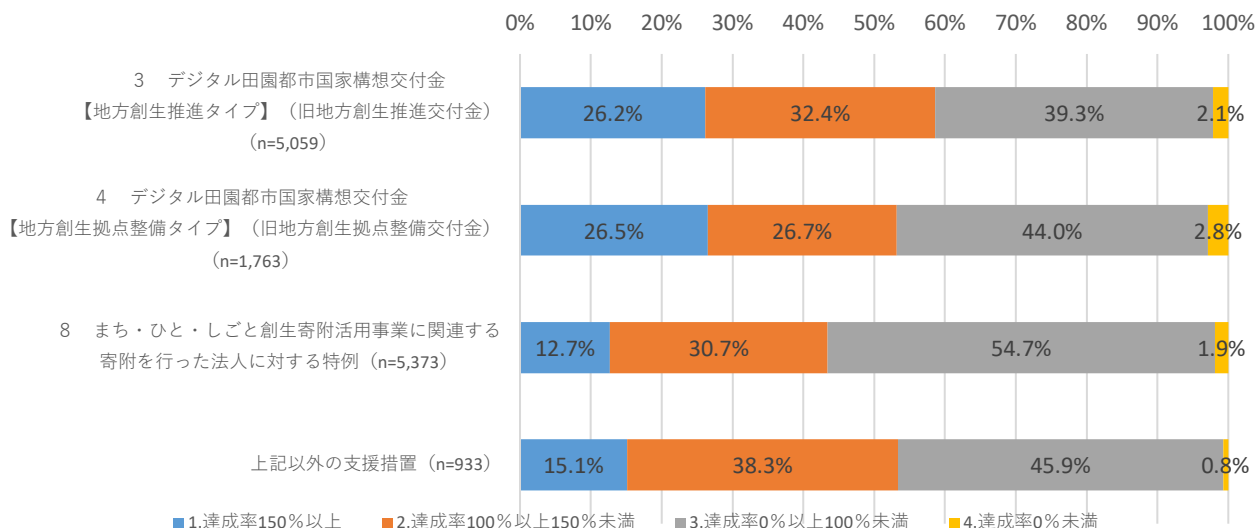
図表 16：認定地域再生計画の目標達成状況（令和6年度）



(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成状況（令和6年度）を回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

また、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】(旧地方創生推進交付金)」及び「4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】(旧地方創生拠点整備交付金)」において、目標を達成できたとする割合が50%を超えている。

図表 17：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和6年度）

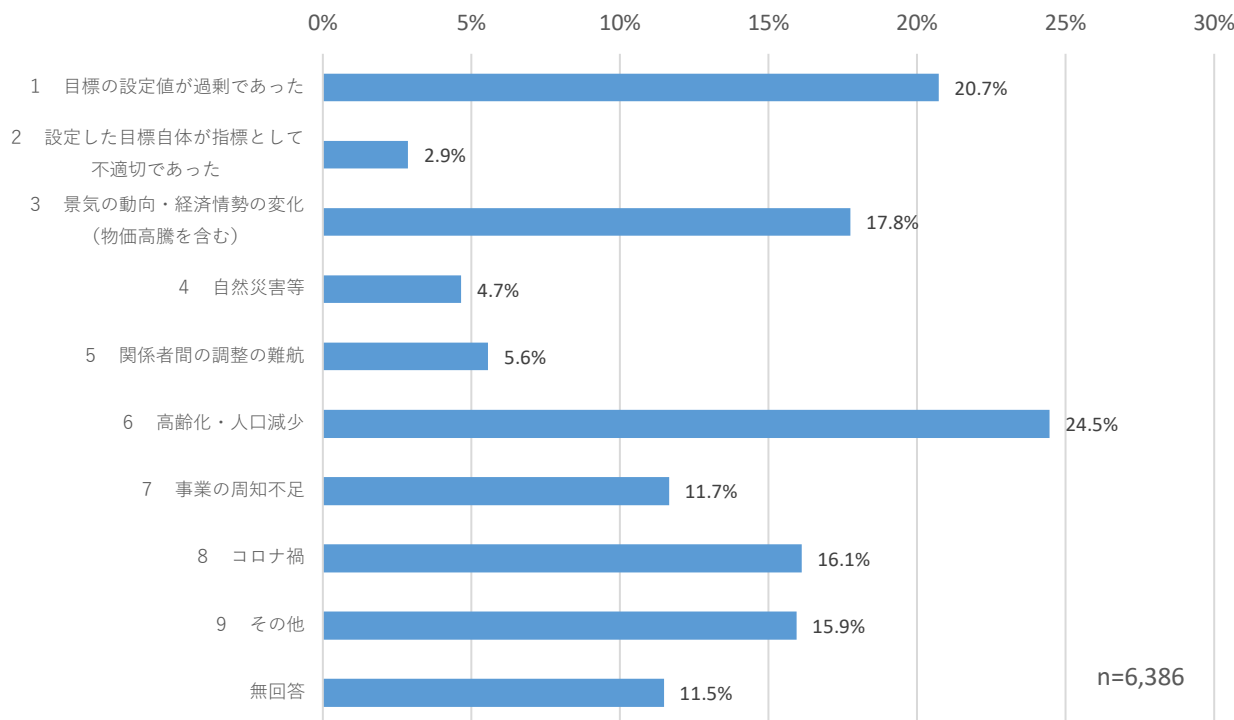


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに目標数を計上しているため、(n)の合計は図表16の目標数よりも大きくなっている。

#### (4) 認定地域再生計画の目標値未達成の理由

令和6年度の達成状況が「目標未達」、「計画作成時よりも悪化している」となっている目標について、その理由をみると、「6. 高齢化・人口減少」が24.5%で最も多く、続いて「1. 目標の設定値が過剰であった」が20.7%、「3. 景気の動向・経済情勢の変化(物価高騰を含む)」が17.8%、「8. コロナ禍」が16.1%となっている。

図表 18：認定地域再生計画の目標値未達成の理由（複数回答）

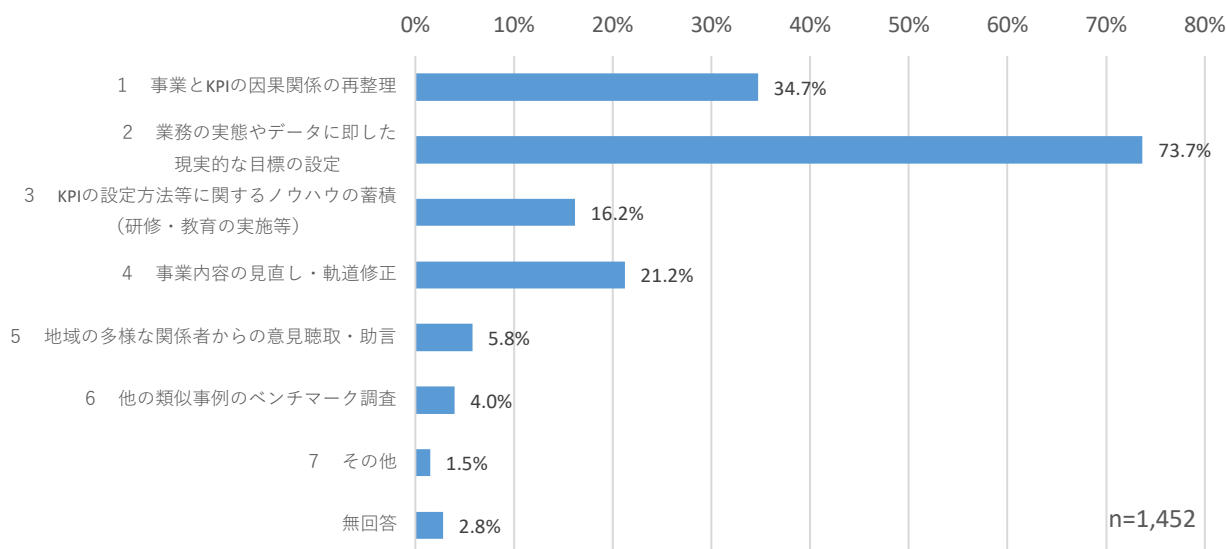


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (5) 目標未達成の改善のために必要な対応

目標値未達成の理由を「1. 目標の設定値が過剰であった」又は「2. 設定した目標自体が指標として不適切であった」と回答した目標について、改善のために必要であると考えられる対応をみると、「2. 業務の実態やデータに即した現実的な目標の設定」が73.7%で最も多く、続いて「1. 事業とKPIの因果関係の再整理」が34.7%となっている。

図表 19：目標未達成を改善するために必要と考えられる対応（複数回答）

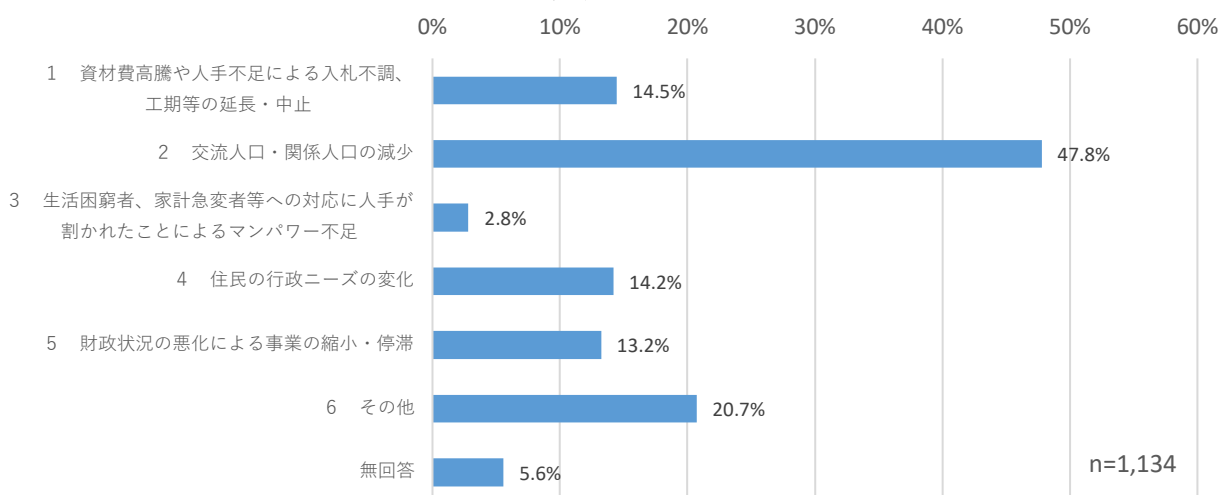


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (6) 「景気の動向・経済情勢の変化」の詳細な理由

目標値未達成の理由を「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」と回答した目標について、その詳細な理由をみると、「2. 交流人口・関係人口の減少」が47.8%で最も多く、続いて「1. 資材費高騰や人手不足による入札不調、工期等の延長・中止」が14.5%となっている。

図表 20：目標値未達成の理由を「景気の動向・経済情勢の変化」とした場合の詳細な理由（複数回答）



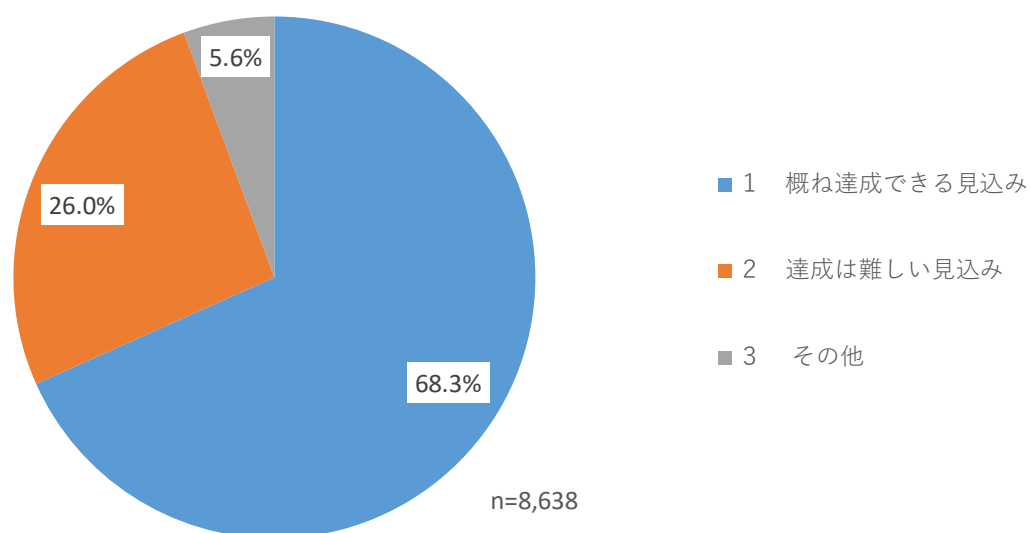
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、「コロナ禍からの回復による都市部への人口流出の再加速」や「円安・物価高等による経済活動の停滞」、「人口不足による雇用者数の減少」といった記述があった。

## (7) 認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み

令和7年度以降に計画期間が終了する認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 概ね達成できる見込み」が68.3%、「2. 達成は難しい見込み」が26.0%となっている。

図表 21：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成見込みを回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

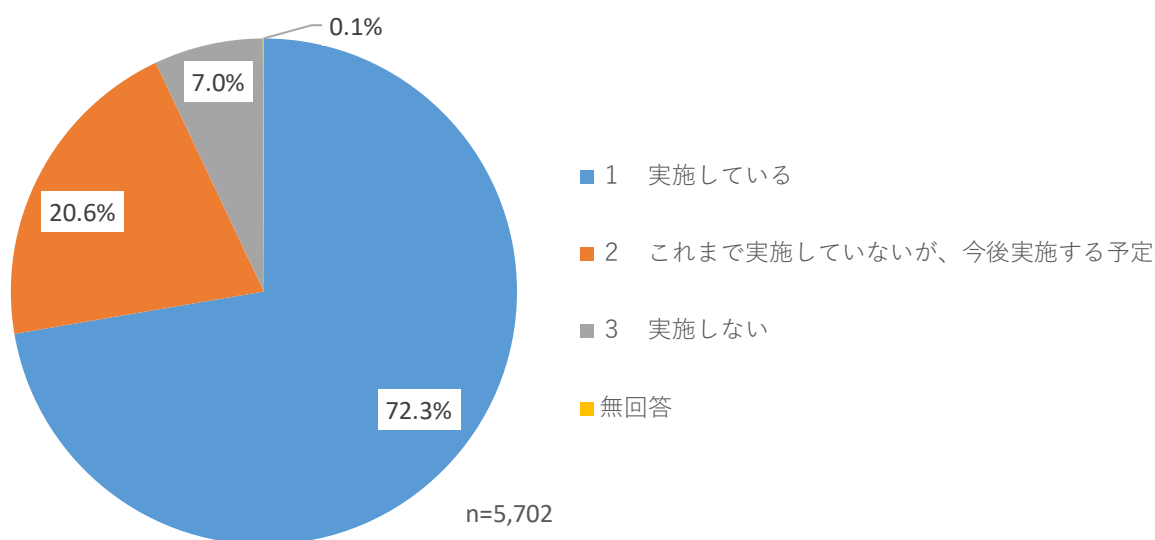
「その他」の主な内容としては、「自然災害、コロナ禍等の社会情勢の変動」、「事業スケジュールの見直し」、「関連する統計調査結果の未公表やデータ集計の遅れ」によって、本調査時点で最終年度の達成見込みが判断できないといった記述があった。

## 7. 認定地域再生計画の効果の検証・評価

### (1) 認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）の実施状況

認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）の実施状況をみると、「1. 実施している」が72.3%、「2. これまで実施していないが、今後実施する予定」が20.6%となっており、「1. 実施している」と「2. これまで実施していないが、今後実施する予定」をあわせた回答の割合が92.9%を占めている。

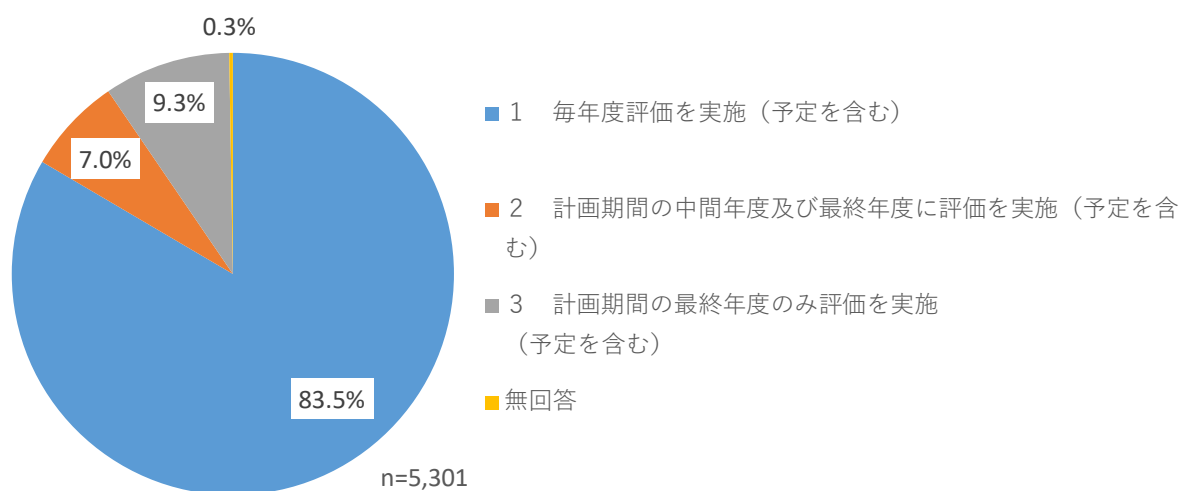
図表 22：認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）実施状況



### (2) 認定地域再生計画の評価の実施時期

評価を「実施している」又は「これまで実施していないが、今後実施する予定」と回答した認定地域再生計画について、「評価の実施時期」をみると、「1. 毎年度評価を実施（予定を含む）」が83.5%、「2. 計画期間の中間年度及び最終年度に評価を実施（予定を含む）」が7.0%、「3. 計画期間の最終年度のみ評価を実施（予定を含む）」が9.3%となっている。

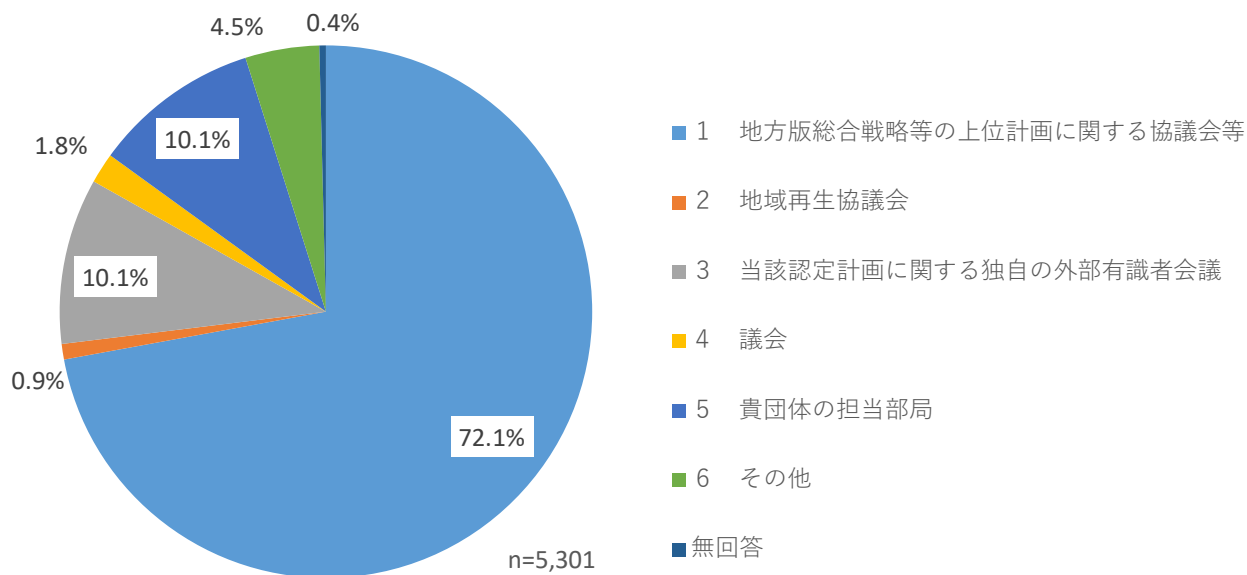
図表 23：認定地域再生計画の評価の実施時期



### (3) 認定地域再生計画の評価の実施主体

評価を「実施している」又は「これまで実施していないが、今後実施する予定」と回答した認定地域再生計画について、「評価を行う主体」をみると、「1. 地方版総合戦略等の上位計画に関する協議会等」が72.1%で最も多く、続いて「3. 当該認定計画に関する独自の外部有識者会議」及び「5. 貴団体の担当部局」が10.1%となっている。

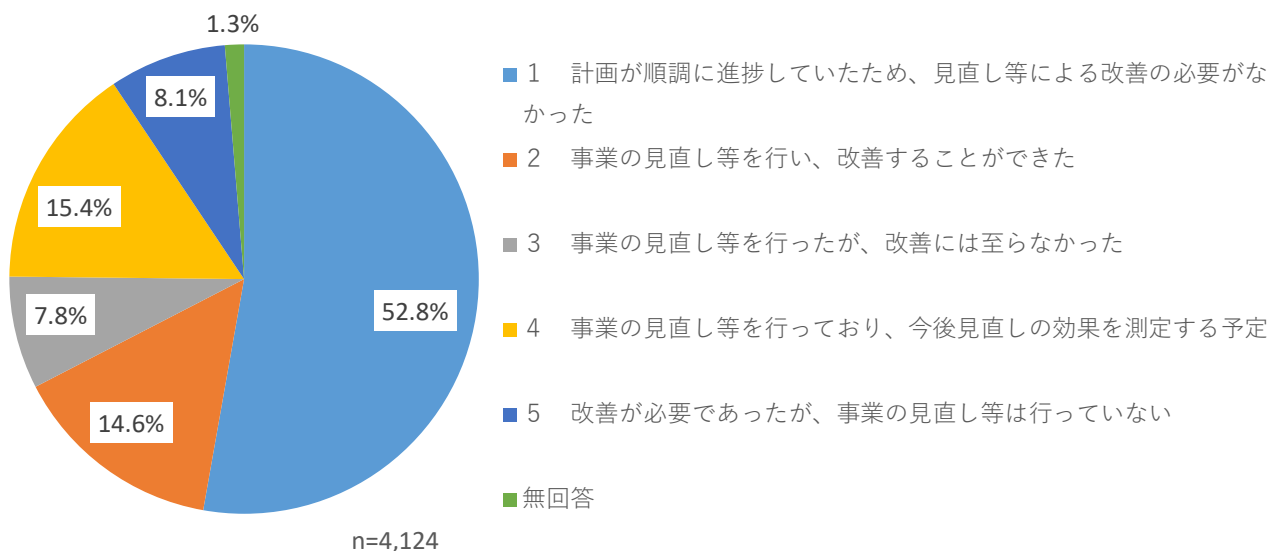
図表 24：認定地域再生計画の評価の実施主体



### (4) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況

評価を「実施している」と回答した認定地域再生計画について、「評価実施後の事業内容の見直し等による改善状況」をみると、「1. 計画が順調に進捗していたため、見直し等による改善の必要がなかった」が52.8%で最も多く、続いて「4. 事業の見直し等を行っており、今後見直しの効果を測定する予定」が15.4%、「2. 事業の見直し等を行い、改善することができた」が14.6%となっている。

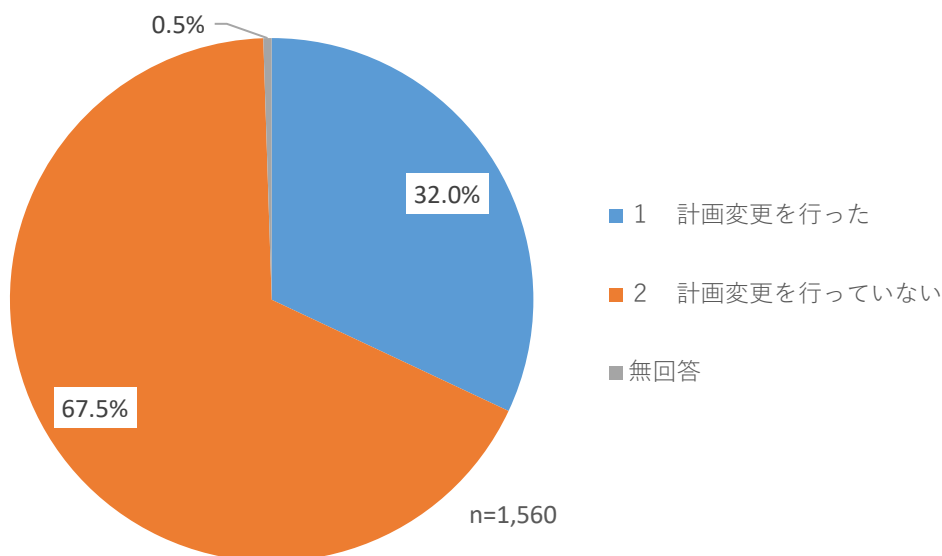
図表 25：認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況



### (5) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無

「事業の見直し等を行った」と回答した認定地域再生計画について、「計画変更の有無」をみると、「1. 計画変更を行った」が32.0%、「2. 計画変更を行っていない」が67.5%となっている。

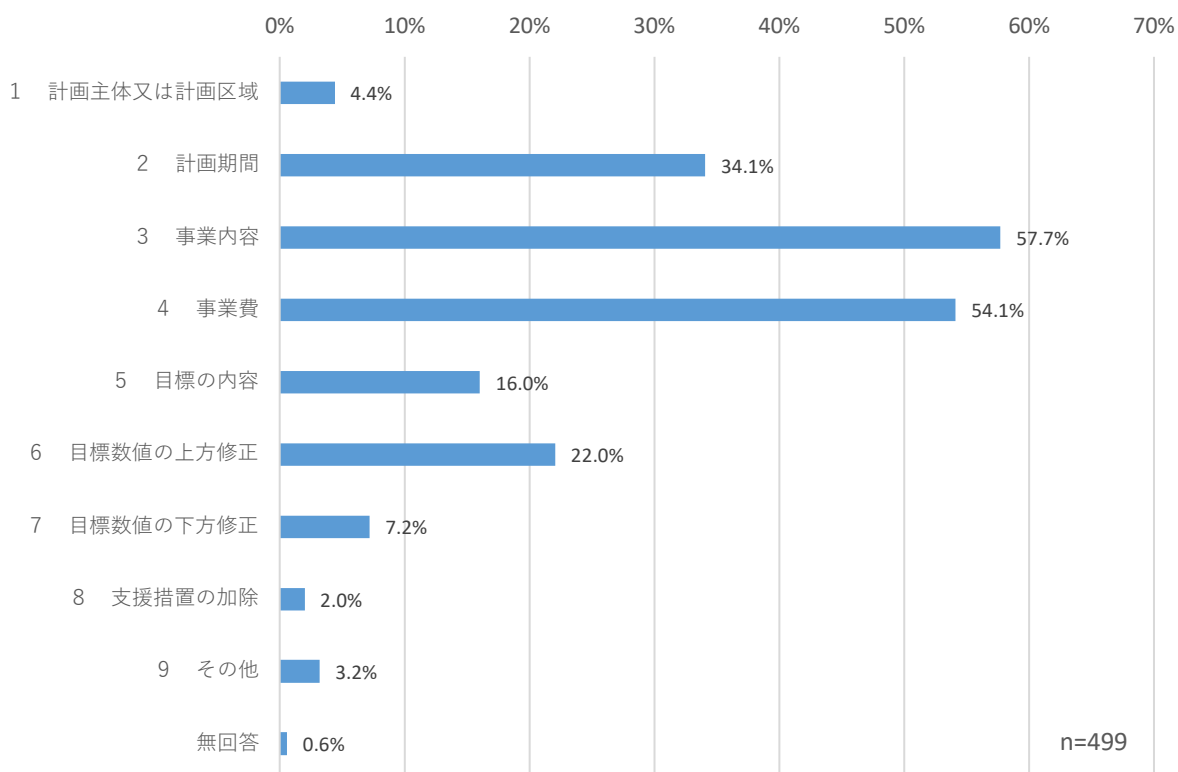
図表 26：認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無



### (6) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容

「計画変更を行った」と回答した認定地域再生計画について、「変更の内容」をみると、「3. 事業内容」が57.7%で最も多く、続いて「4. 事業費」が54.1%、「2. 計画期間」が34.1%、「6. 目標数値の上方修正」が22.0%となっている。

図表 27：認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容（複数回答）

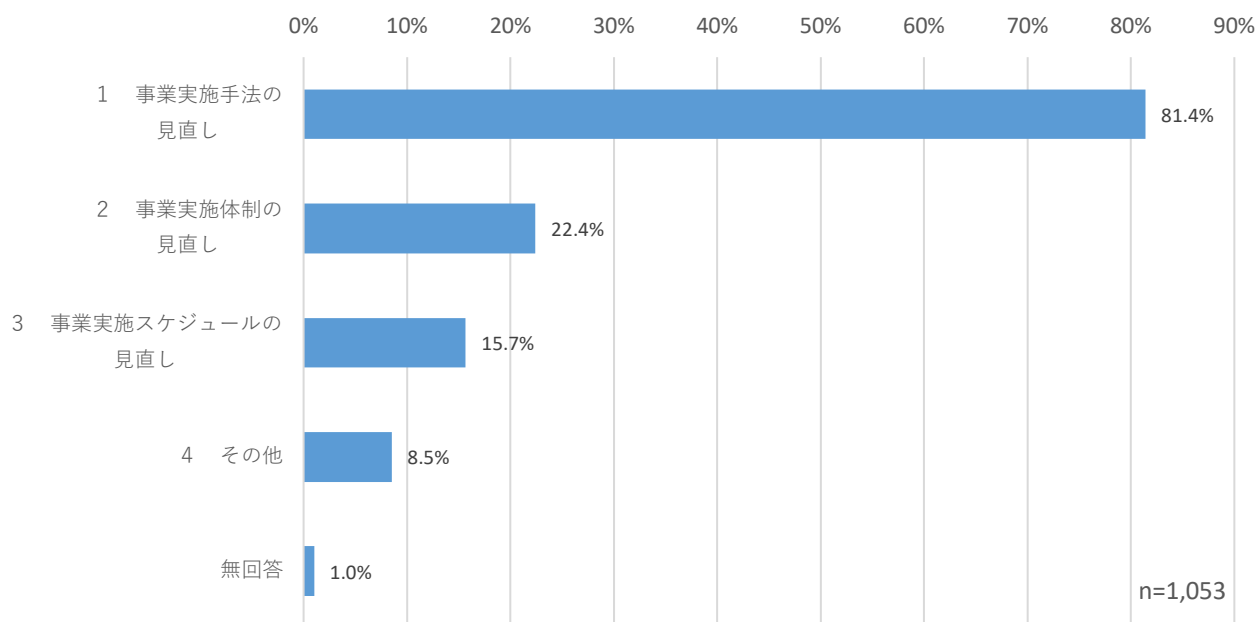


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (7) 認定地域再生計画の計画変更を行っていない場合の事業の見直し内容

「計画変更を行っていない」と回答した認定地域再生計画について、「事業の見直し内容」をみると、「1. 事業実施手法の見直し」が81.4%、「2. 事業実施体制の見直し」が22.4%、「3. 事業実施スケジュールの見直し」が15.7%となっている。

図表 28：認定地域再生計画の計画変更を伴わない事業の見直し内容（複数回答）



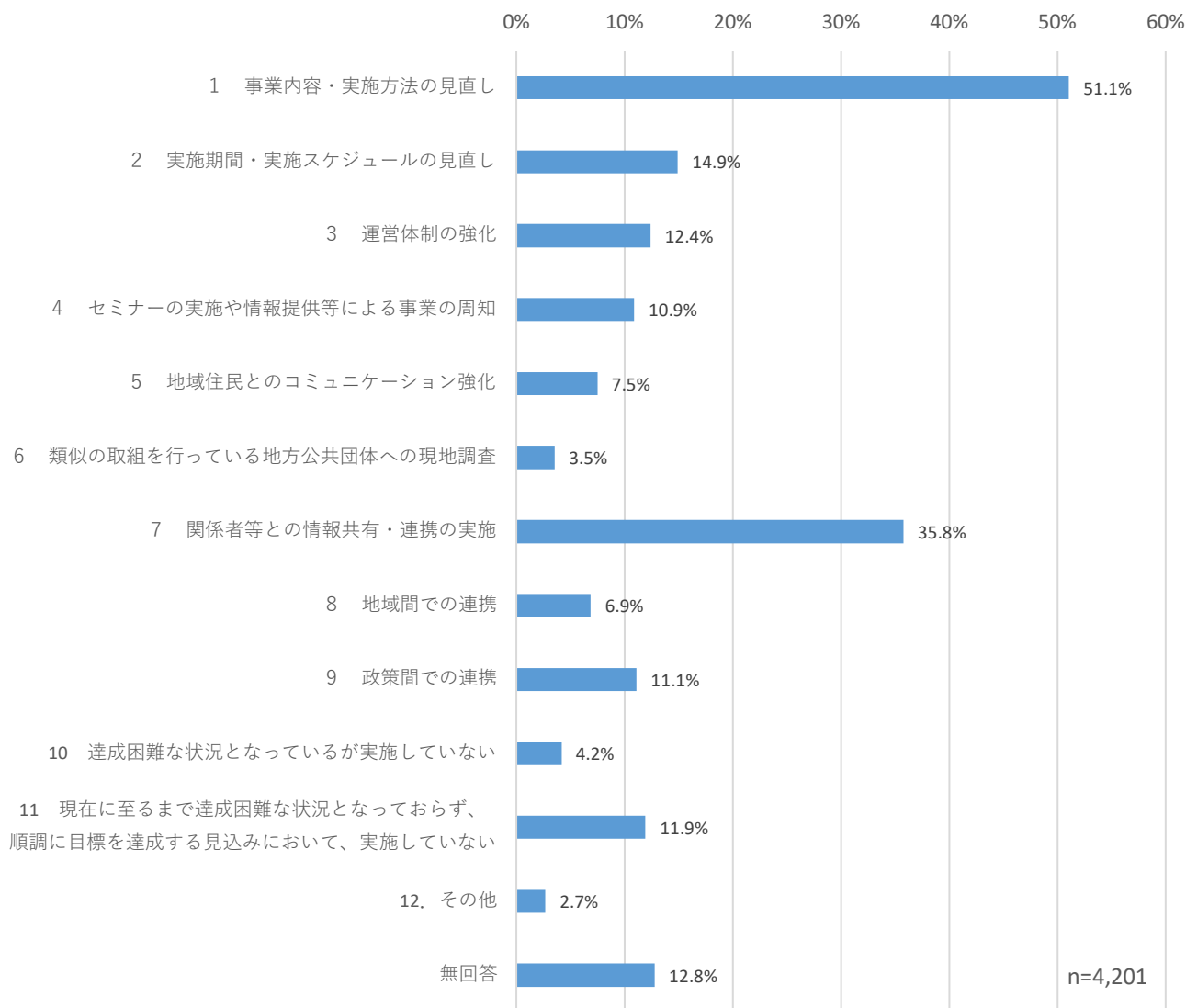
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、「KPI指標の見直し」や「SNSやウェブサイトを通じた事業に係る情報発信方法の見直し」、「実施事業内容の新規追加」、「次期計画において事業の見直しを予定している」といった記述があった。

## 8. 認定地域再生計画の目標達成に向けた取組

認定地域再生計画に記載した目標の達成に向けて、どのような取組を実施したかをみると、「1. 事業内容・実施方法の見直し」が51.1%で最も多く、続いて「7. 関係者等との情報共有・連携の実施」が35.8%となっている。

図表 29：目標達成に向けた取組（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

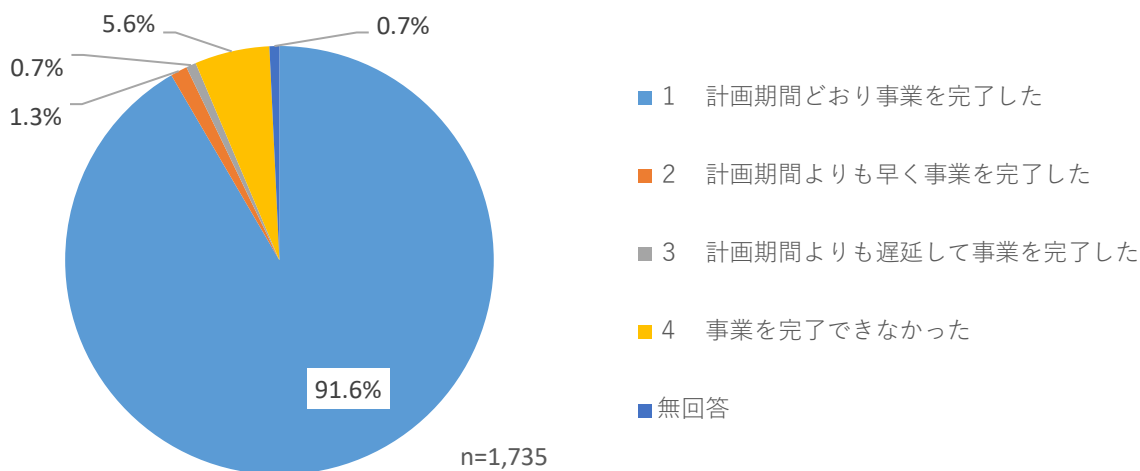
## 9. 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組

### (1) 計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画の遂行状況

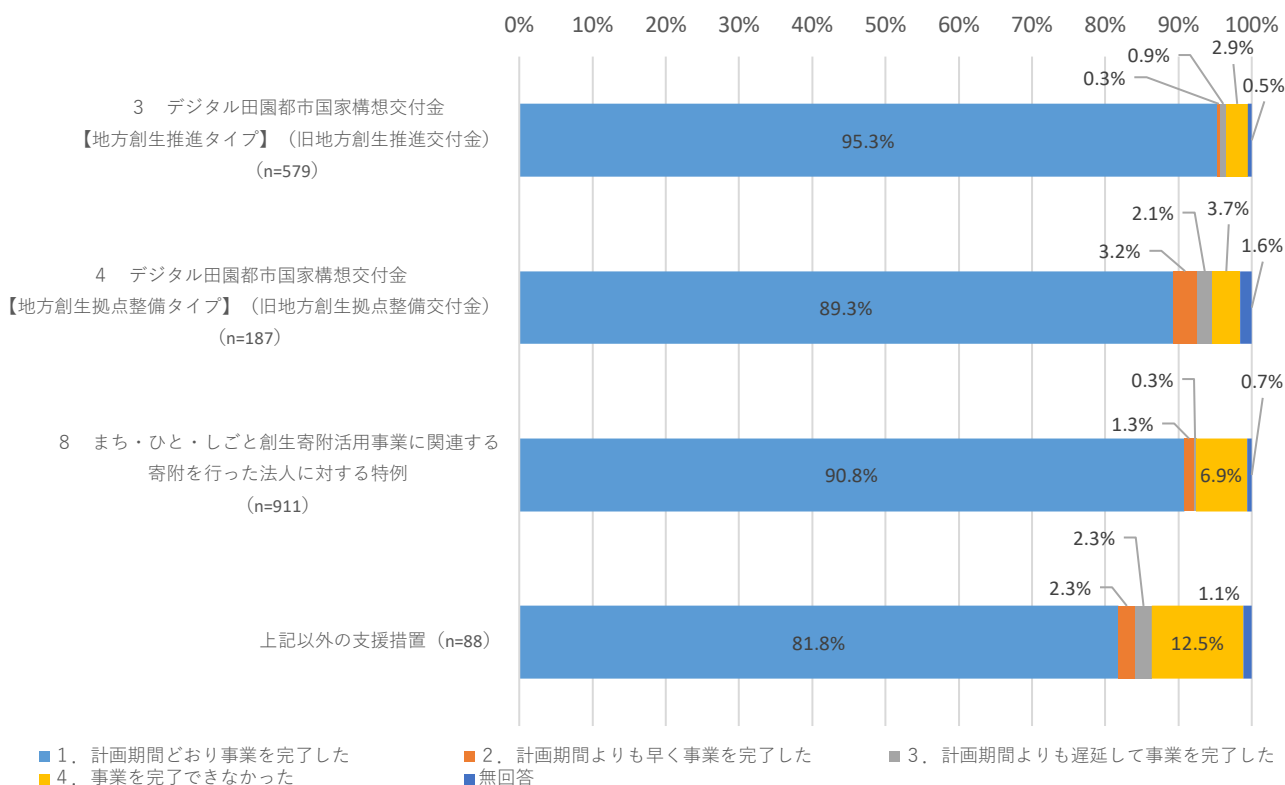
計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画について、計画の遂行状況を見ると、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が91.6%を占めている。

また、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】(旧地方創生推進交付金)」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が95.3%となっている。

図表 30 : 計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



図表 31 : 支援措置別の計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画の遂行状況

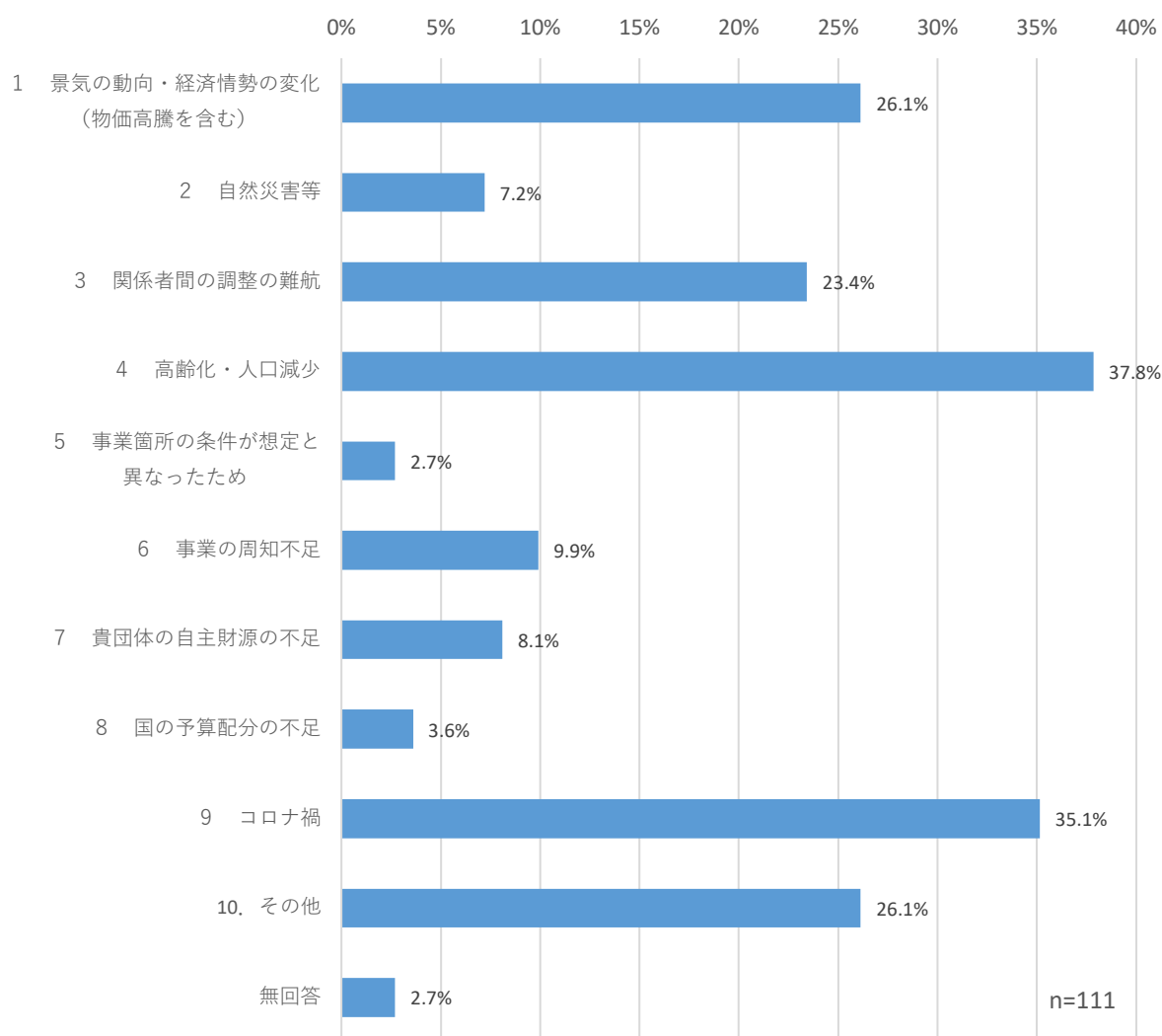


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに遂行状況を計上しているため、(n)の合計は図表30の(n)の合計数よりも大きくなっている。

## (2) 遅延・完了できなかった理由

計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画について、「計画期間よりも遅延して事業を完了した」、又は「事業を完了できなかった」について、その理由をみると、「4. 高齢化・人口減少」が37.8%で最も多くなっており、続いて「9. コロナ禍」が35.1%、「1. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が26.1%となっている。

図表 32：遅延・完了できなかった理由（複数回答）



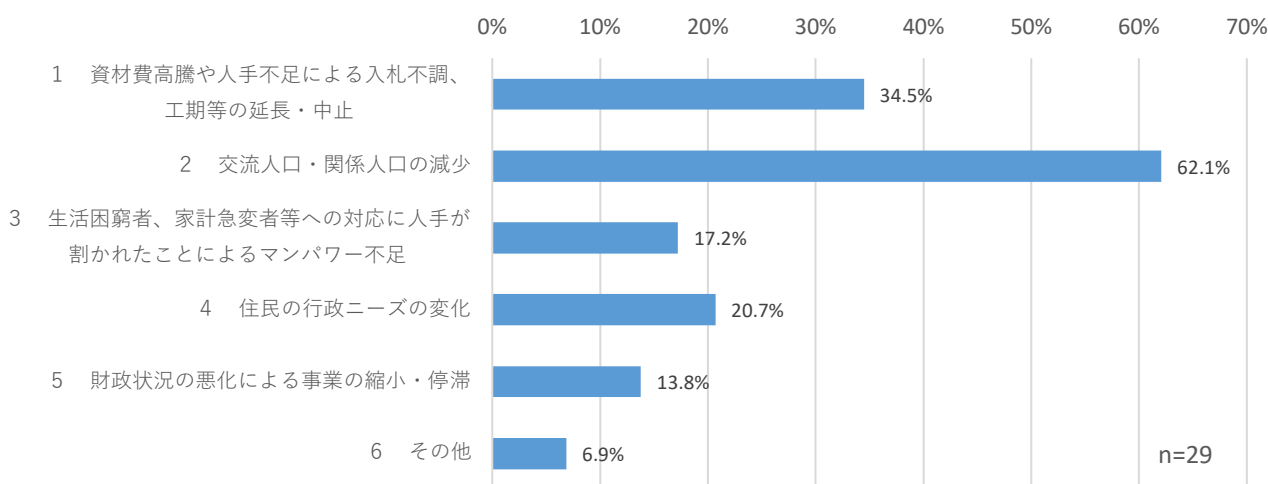
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、「工事の遅延に伴うスケジュール変更」、「政策方針の転換や首長交代による事業の見直しの発生」といった記述があった。

### (3) 「景気の動向・経済情勢の変化」の詳細な理由

遅延・完了できなかった理由を「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」と回答した認定地域再生計画について、その詳細な理由をみると、「2. 交流人口・関係人口の減少」が62.1%、「1. 資材費高騰や人手不足による入札不調、工期等の延長・中止」が34.5%となっている。

図表 33：遅延・完了できなかった理由を「景気の動向・経済情勢の変化」とした場合の詳細な理由（複数回答）

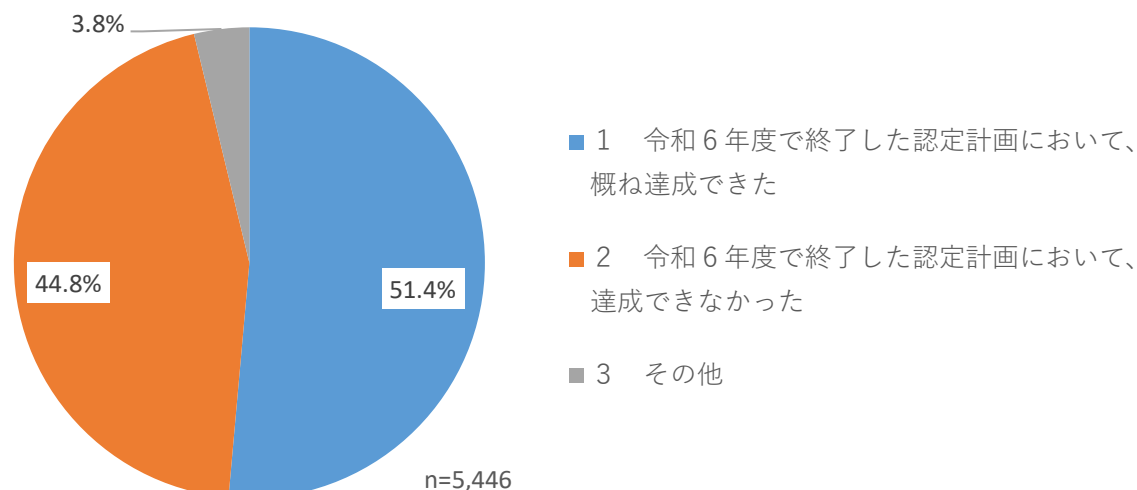


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (4) 認定地域再生計画の最終年度目標達成状況

令和6年度末に計画期間が終了した認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 令和6年度で終了した認定計画において、概ね達成できた」が51.4%、「2. 令和6年度で終了した認定計画において、達成できなかった」が44.8%となっている。

図表 34：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成見込みを回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

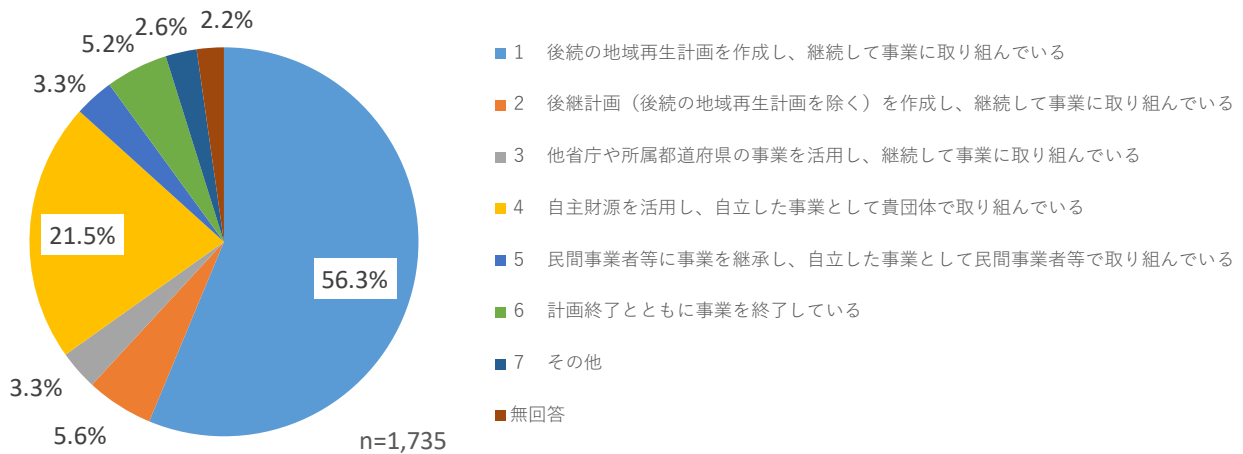
「その他」の主な内容としては、「令和6年度実績について集計中であるため、回答時点で評価ができない」といった記述が多くあった。

## (5) 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組

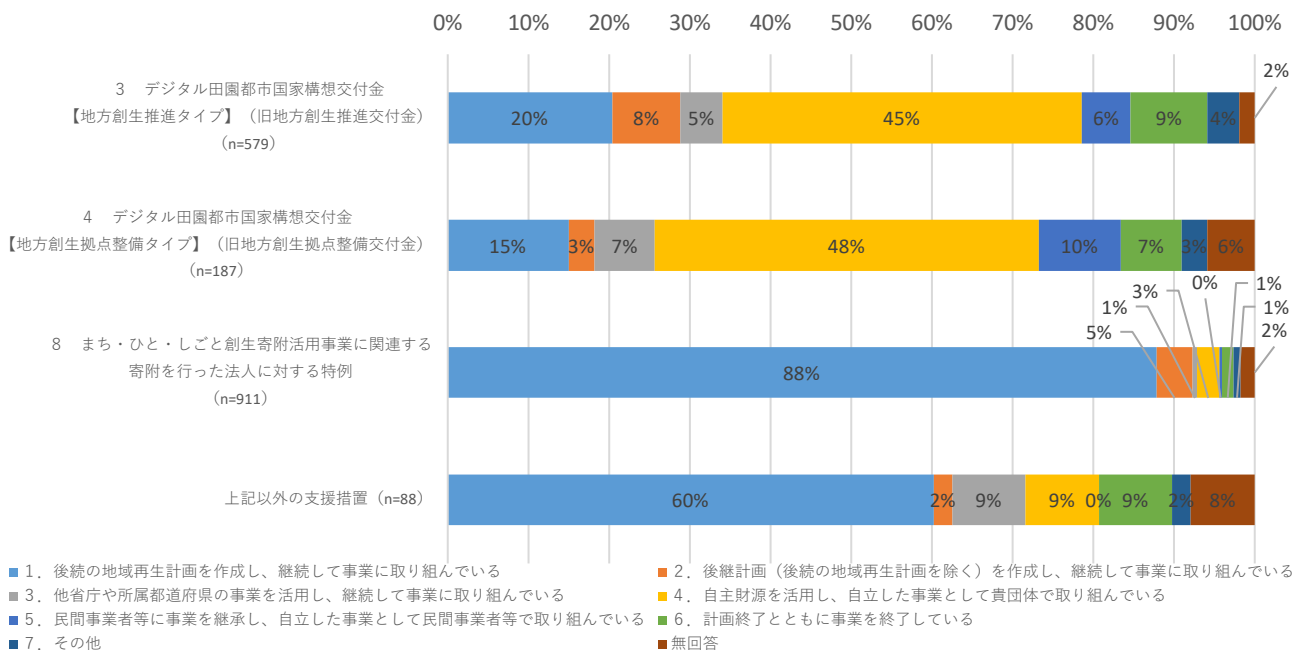
計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画について、計画期間終了後にどのように事業に取り組んでいるかをみると、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が56.3%で最も多く、「4. 自主財源を活用し、自立した事業として貴団体で取り組んでいる」が21.5%、「2. 後継計画（後続の地域再生計画を除く）を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が5.6%となっている。

また、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）」や「4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）」では、「4. 自主財源を活用し、自立した事業として貴団体で取り組んでいる」の割合が高く、「8. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」では、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」計画の割合が高くなっている。

図表 35：認定地域再生計画の計画期間終了後の取組



図表 36：支援措置別の認定地域再生計画の計画期間終了後の取組



(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに設置状況を計上しているため、(n)の合計は図表35の(n)の合計数よりも大きくなっている。

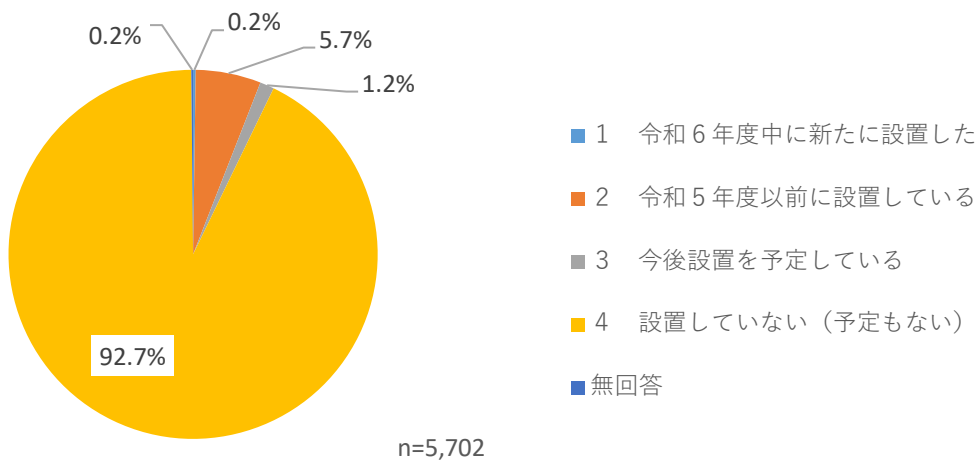
## 10. 地域再生協議会

### (1) 認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況

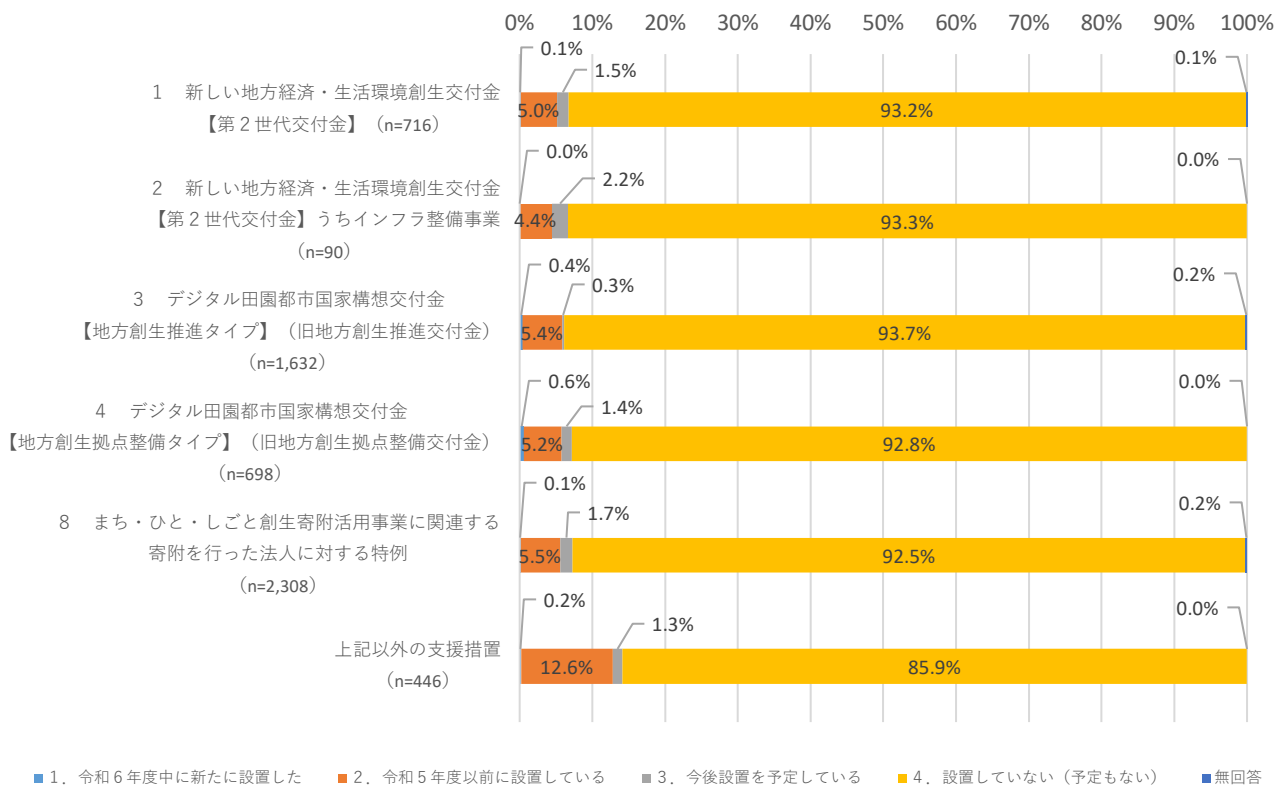
認定地域再生計画について、地域再生協議会の設置状況をみると、「1. 令和6年度中に新たに設置した」と「2. 令和5年度以前に設置している」をあわせて5.9%となっており、「4. 設置していない（予定もない）」は92.7%となっている。

また、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）」において、「1. 令和6年度中に新たに設置した」と「2. 令和5年度以前に設置している」をあわせた回答の割合が5.8%となっている。

図表 37：認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況



図表 38：支援措置別の認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況

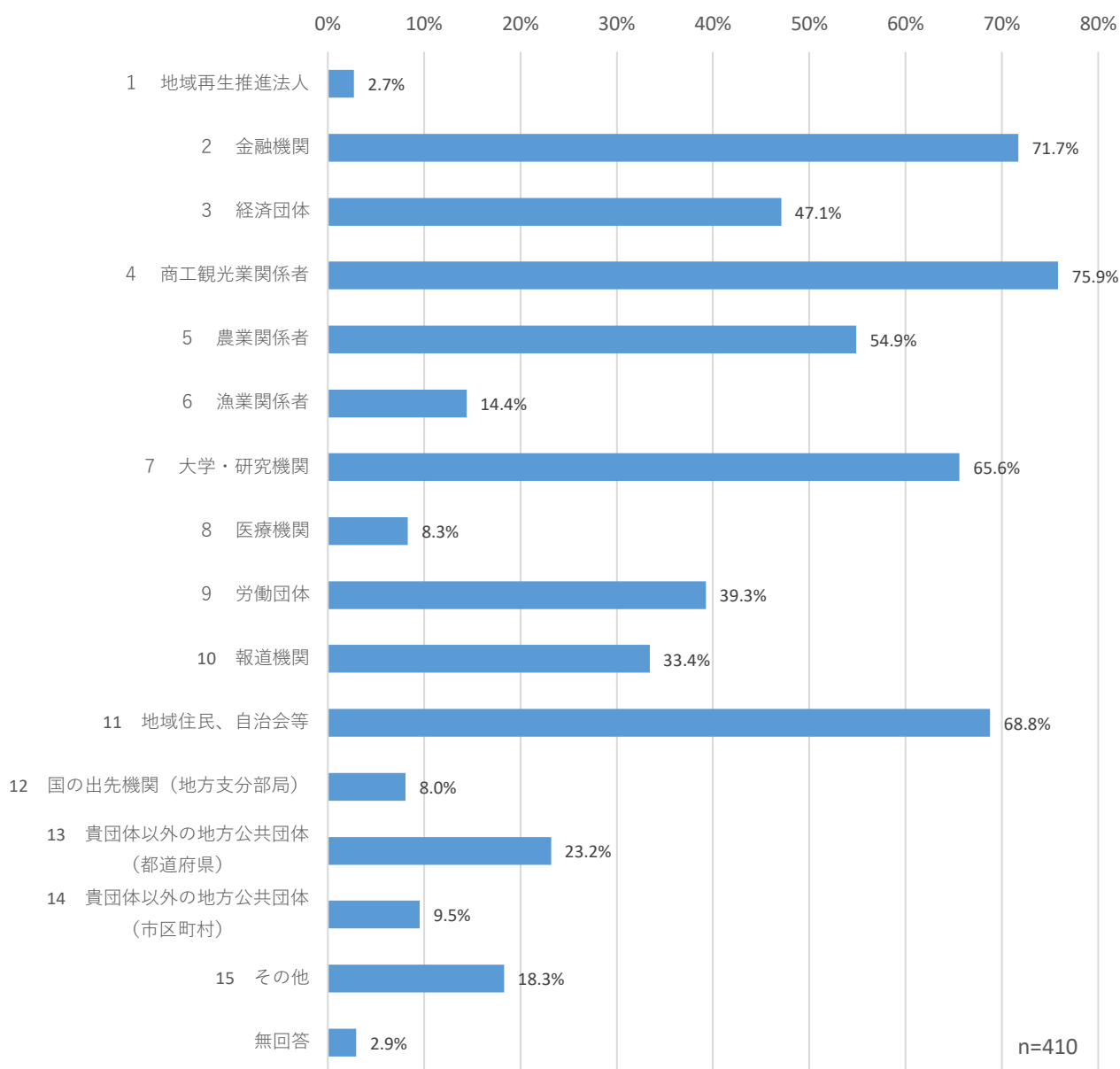


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに設置状況を計上しているため、(n)の合計は図表37の(n)の合計数よりも大きくなっている。

## (2) 地域再生協議会の構成員

地域再生協議会を「令和6年度中に新たに設置した」、「令和5年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、地域再生協議会を構成する構成員の属性をみると、「4. 商工観光業関係者」が75.9%で最も多く、続いて「2. 金融機関」が71.7%、「11. 地域住民、自治会等」が68.8%、「7. 大学・研究機関」が65.6%となっている。

図表 39：地域再生協議会の構成員（複数回答）

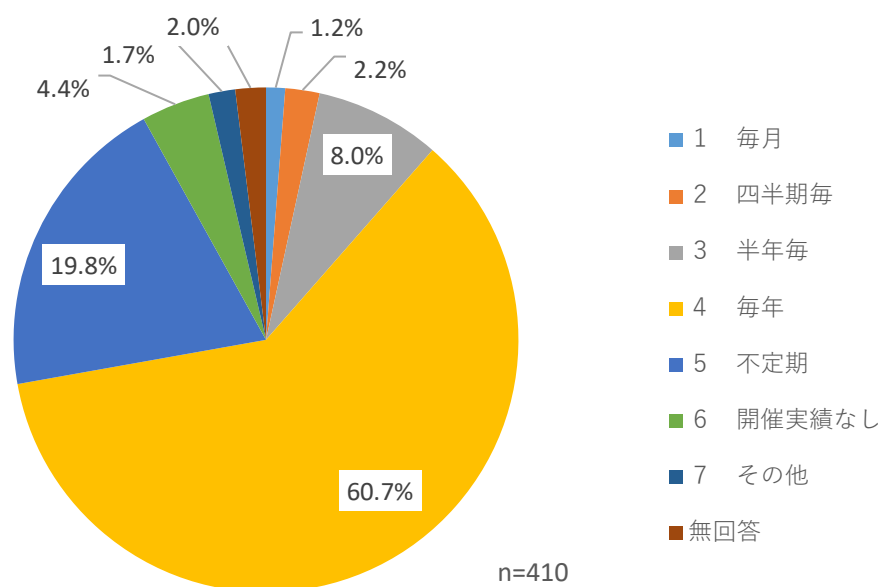


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (3) 地域再生協議会の開催頻度

地域再生協議会を「令和6年度中に新たに設置した」、「令和5年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、地域再生協議会の開催頻度をみると、「4. 毎年」が60.7%で最も多く、続いて「5. 不定期」が19.8%、「3. 半年毎」が8.0%となっている。

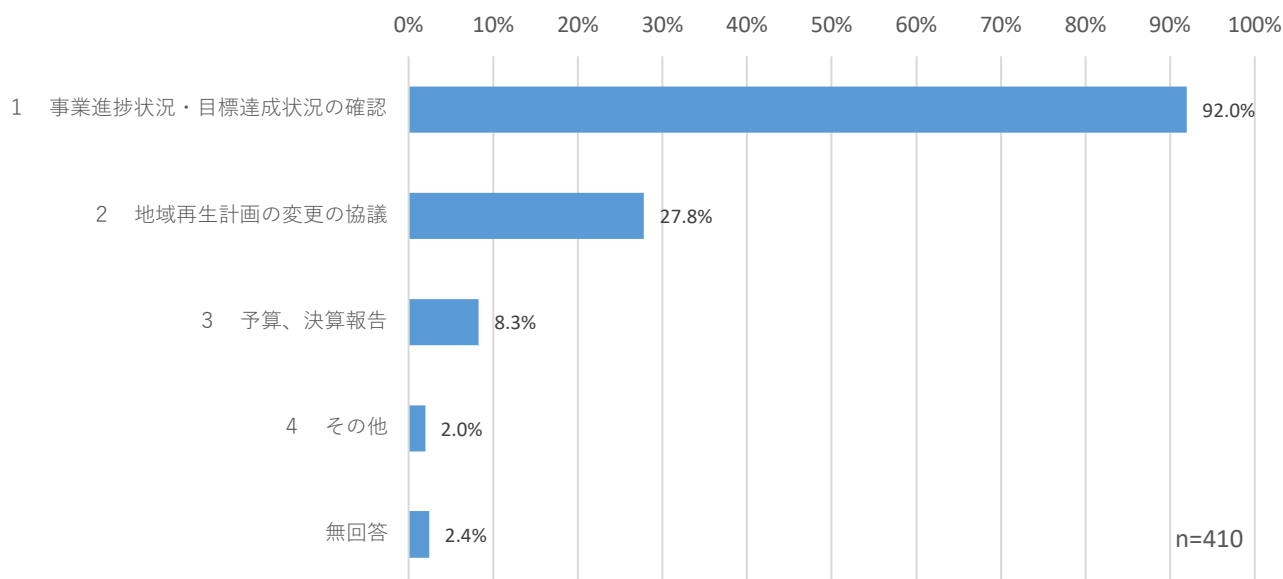
図表 40：地域再生協議会の開催頻度



### (4) 地域再生協議会の主な議題

地域再生協議会を「令和6年度中に新たに設置した」、「令和5年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、地域再生協議会の主な議題をみると、「1. 事業進捗状況・目標達成状況の確認」が92.0%で最も多く、続いて「2. 地域再生計画の変更の協議」が27.8%となっている。

図表 41：地域再生協議会の主な議題（複数回答）

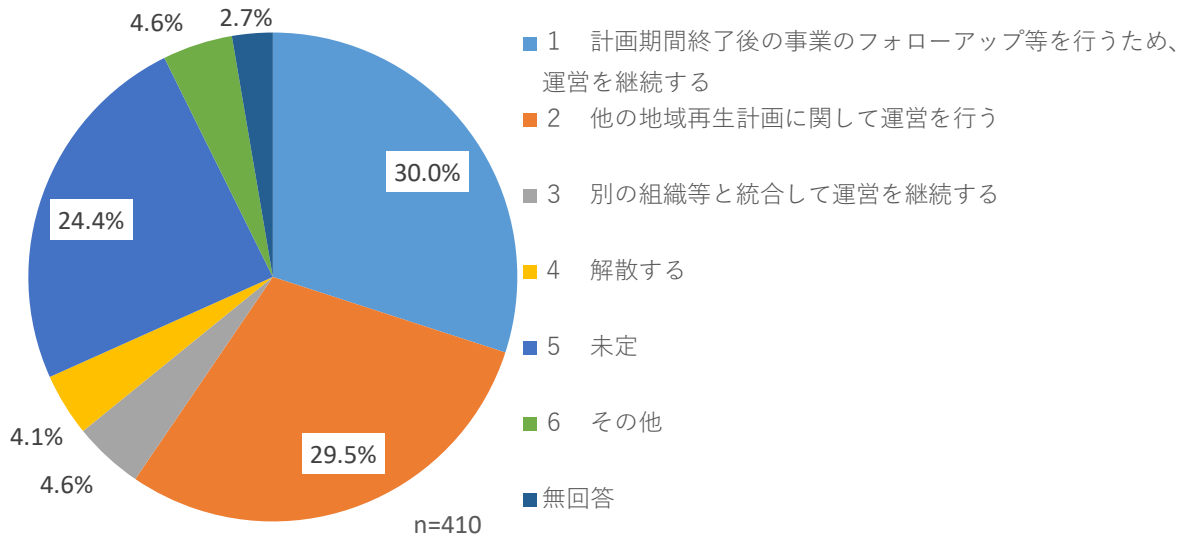


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (5) 計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針

地域再生協議会を「令和6年度中に新たに設置した」、「令和5年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針をみると、「1. 計画期間終了後の事業のフォローアップ等を行うため、運営を継続する」が30.0%で最も多く、続いて「2. 他の地域再生計画に関して運営を行う」が29.5%、「5. 未定」が24.4%となっている。

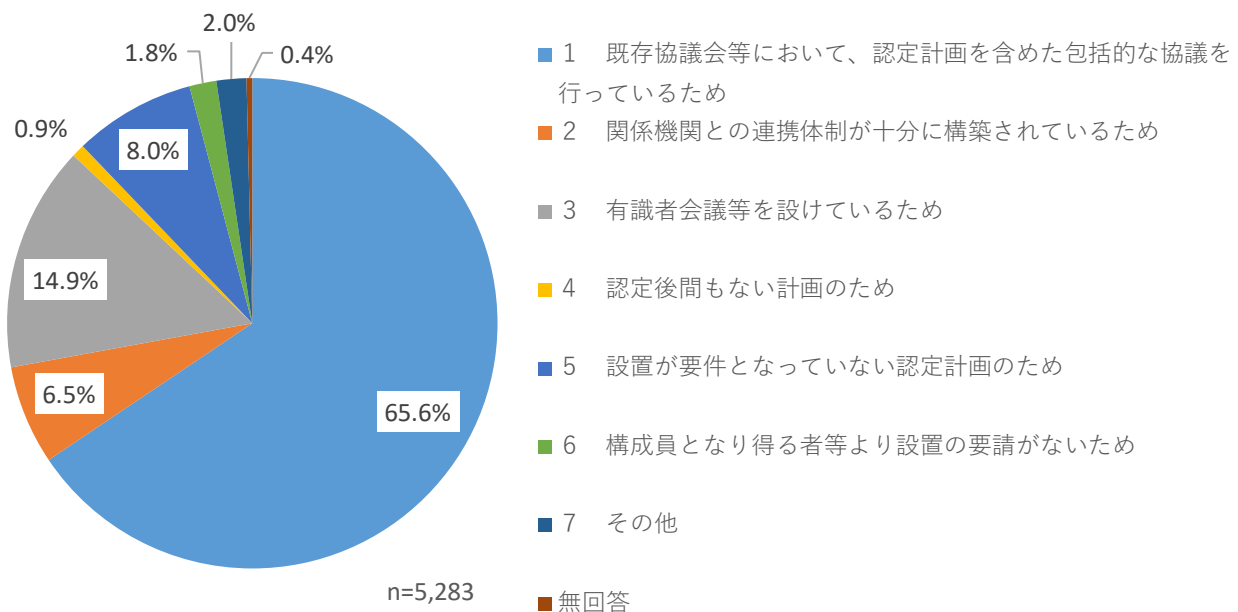
図表 42：計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針



## (6) 地域再生協議会を設置していない理由

地域再生協議会を「設置していない（予定もない）」と回答した認定地域再生計画について、その理由をみると、「1. 既存協議会等において、認定計画を含めた包括的な協議を行っているため」が65.6%で最も多く、続いて「3. 有識者会議等を設けているため」が14.9%、「5. 設置が要件となっていない認定計画のため」が8.0%となっている。

図表 43：地域再生協議会を設置していない理由



## 11. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況

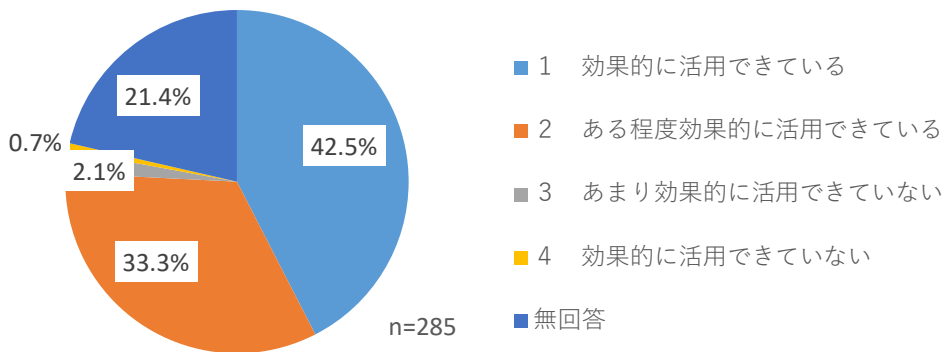
(注) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】は、以下3つを指す。

- ・デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業（旧地方創生道整備推進交付金）
- ・デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業（旧地方創生污水处理施設整備推進交付金）
- ・デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち港の整備事業（旧地方創生港整備推進交付金）

### (1) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況

複数の施設（市町村道と農道、公共下水道と合併処理浄化槽及び港湾等）を総合的に整備するデジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を活用した認定地域再生計画について、交付金を効果的に活用できたかをみると、「1. 効果的に活用できている」が42.5%、「2. ある程度効果的に活用できている」が33.3%となっている。

図表 44：デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況

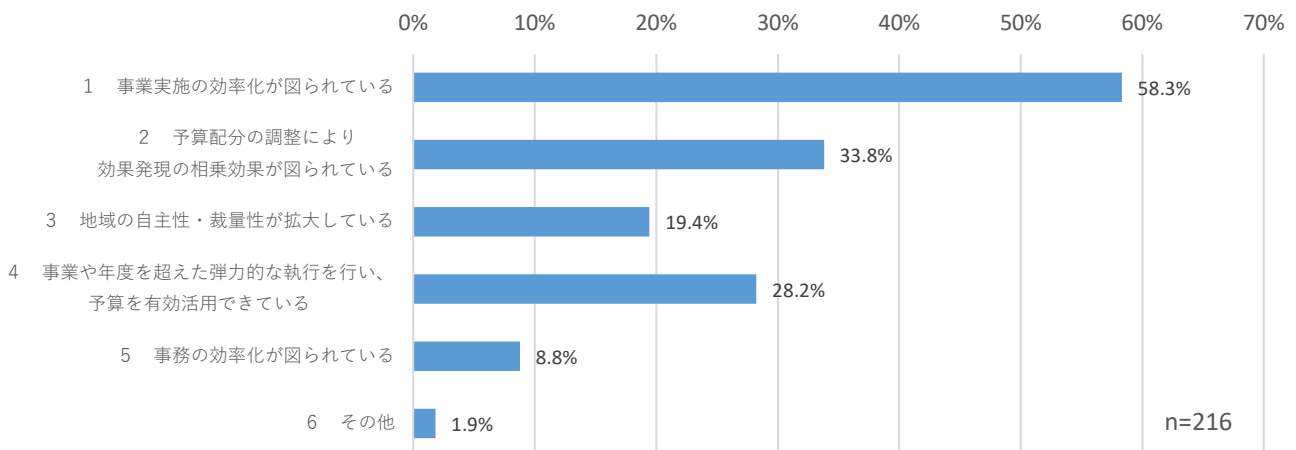


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合、活用状況が認定地域再生計画ごとに計上しているため、(n)の合計は図表6の支援措置の合計数よりも小さくなっている。

### (2) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できた点

デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を「効果的に活用できている」、「ある程度効果的に活用できている」と回答した認定地域再生計画について、効果的に活用できた点をみると、「1. 事業実施の効率化が図られている」が58.3%で最も多く、続いて「2. 予算配分の調整により効果発現の相乗効果が図られている」が33.8%、「4. 事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できている」が28.2%となっている。

図表 45：デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できた点（複数回答）

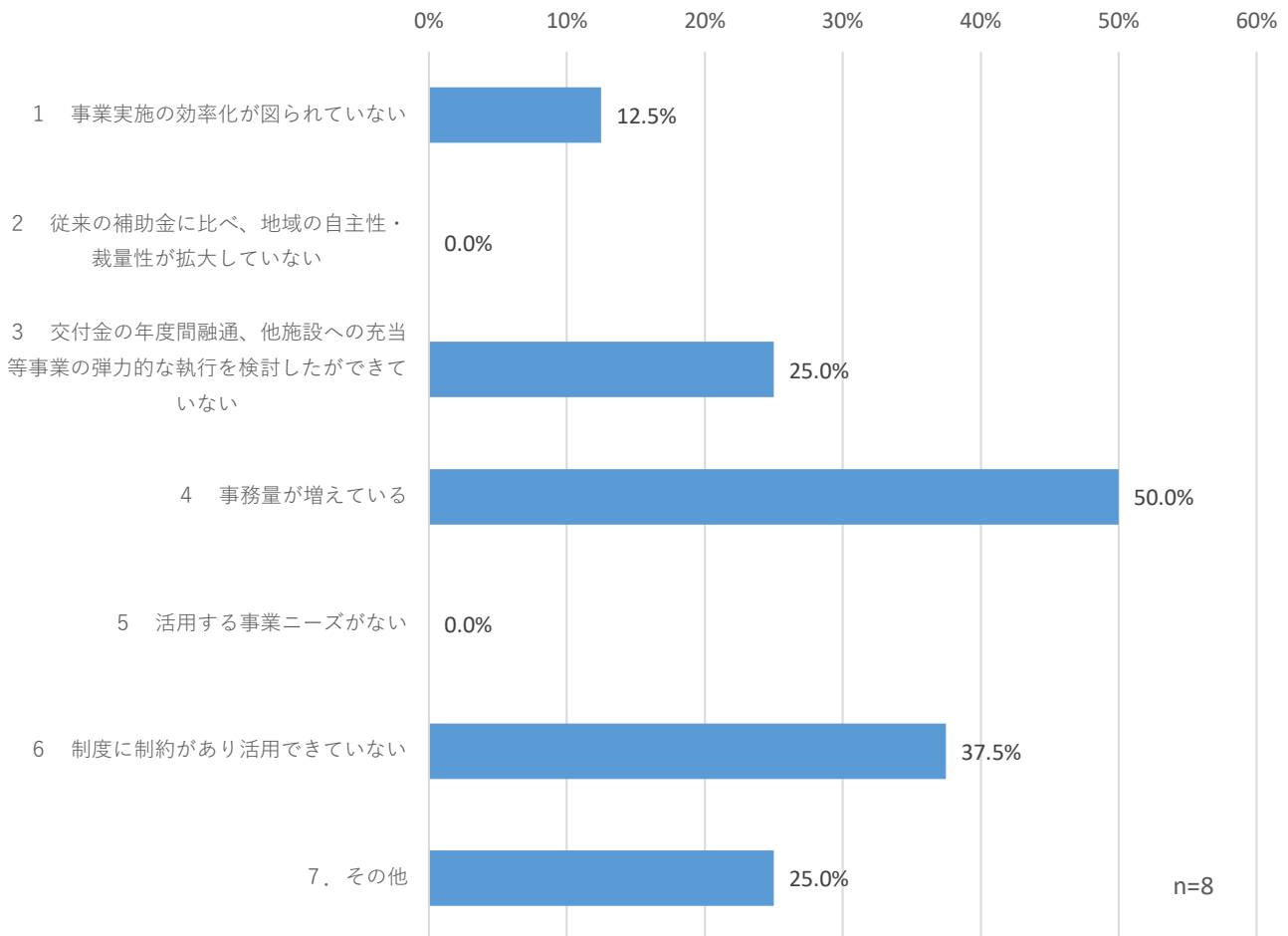


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (3) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できなかった点

デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を「あまり効果的に活用できていない」、「効果的に活用できていない」と回答した認定地域再生計画について、効果的に活用できなかった点を見ると、「4. 事務量が増えている」が50.0%で最も多く、「6. 制度に制約があり活用できていない」が37.5%、「3. 交付金の年度間融通、他施設への充当等事業の弾力的な執行を検討したができていない」が25.0%となっている。

図表 46：デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できなかった点（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

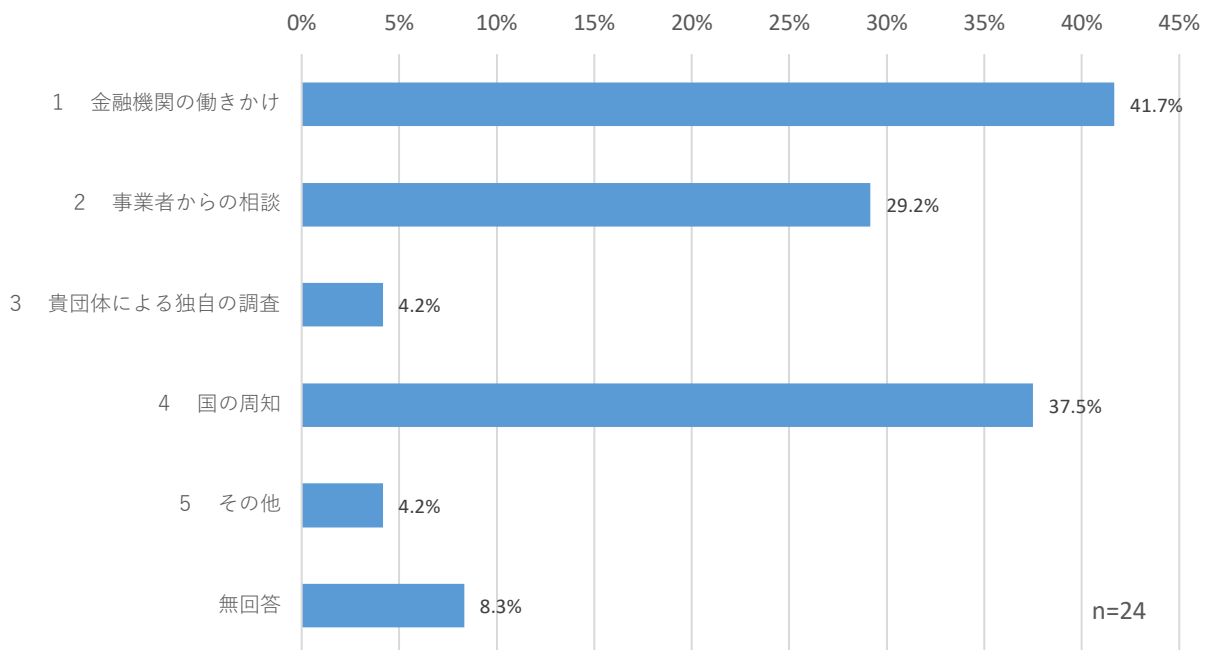
## 12. 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況

(注) 利子補給金は、「地域再生支援利子補給金」及び「特定地域再生支援利子補給金」を指す。

### (1) 利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯

利子補給金を活用している認定地域再生計画について、計画作成の経緯をみると、「1. 金融機関の働きかけ」が41.7%で最も多く、続いて「4. 国の周知」が37.5%、「2. 事業者からの相談」が29.2%となっている。

図表 47：利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯（複数回答）

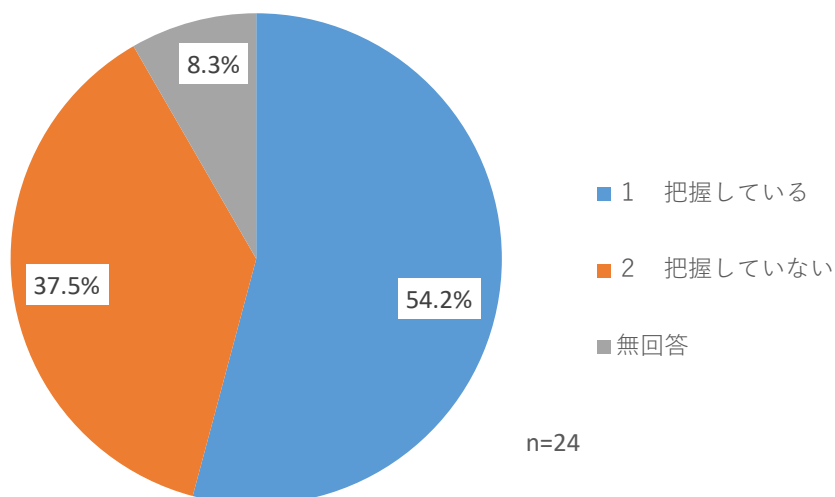


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (2) 支援措置を受けた事業内容の把握状況

利子補給金を活用している認定地域再生計画について、支援措置を受けた（予定を含む）事業内容の把握状況をみると、「1. 把握している」が54.2%、「2. 把握していない」が37.5%となっている。

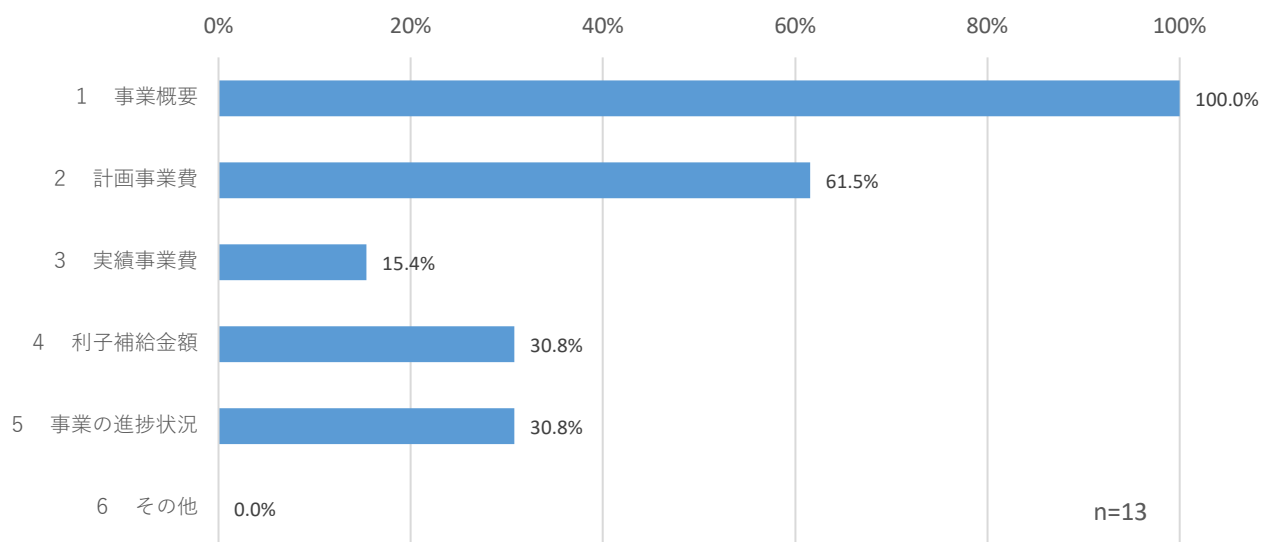
図表 48：支援措置を受けた事業内容の把握状況



### (3) 支援措置を受けた事業の把握内容

支援措置を受けた（予定を含む）事業内容を「把握している」と回答した認定地域再生計画について、事業の把握内容をみると、「1. 事業概要」が100.0%で最も多く、続いて「2. 計画事業費」が61.5%、「4. 利子補給金額」及び「5. 事業の進捗状況」が30.8%となっている。

図表49：支援措置を受けた事業の把握内容（複数回答）

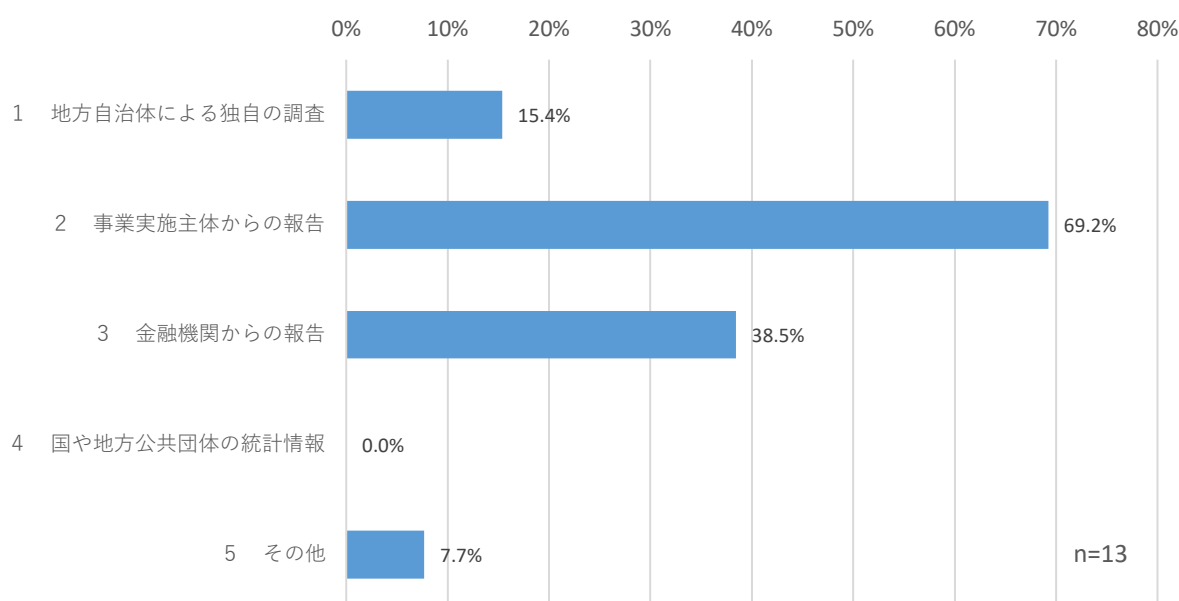


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (4) 支援措置を受けた事業内容の把握方法

支援措置を受けた（予定を含む）事業内容を「把握している」と回答した認定地域再生計画について、事業内容の把握方法をみると、「2. 事業実施主体からの報告」が69.2%で最も多く、続いて「3. 金融機関からの報告」が38.5%となっている。

図表 50：支援措置を受けた事業内容の把握方法（複数回答）

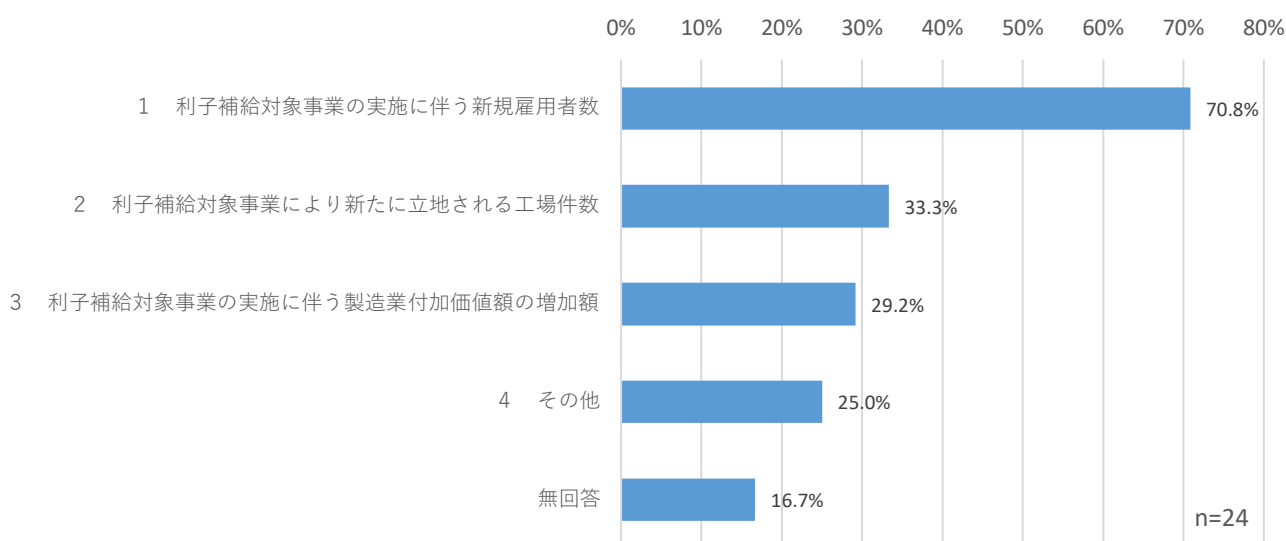


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (5) 認定地域再生計画に記載している利子補給金制度の活用における効果

認定地域再生計画に記載している利子補給金の活用における経済的社会的効果等については、「1. 利子補給対象事業の実施に伴う新規雇用者数」が70.8%で最も多くなっている。

図表 51：認定地域再生計画に記載している経済的社会的効果等（複数回答）

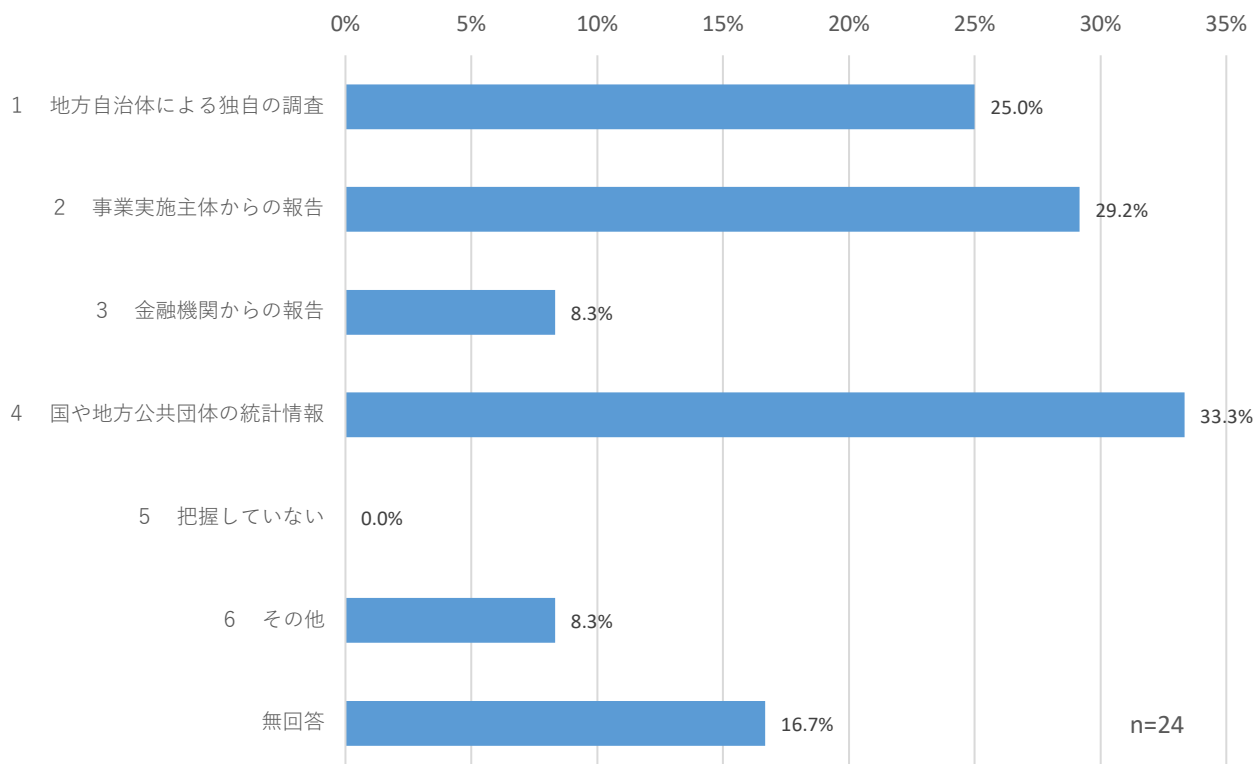


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (6) 利子補給金制度の活用における効果の把握方法

経済的社会的効果等の把握方法については、「4. 国や地方公共団体の統計情報」が33.3%で最も多く、続いて「2. 事業実施主体からの報告」が29.2%となっている。

図表 52：経済的社会的効果等の把握方法（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

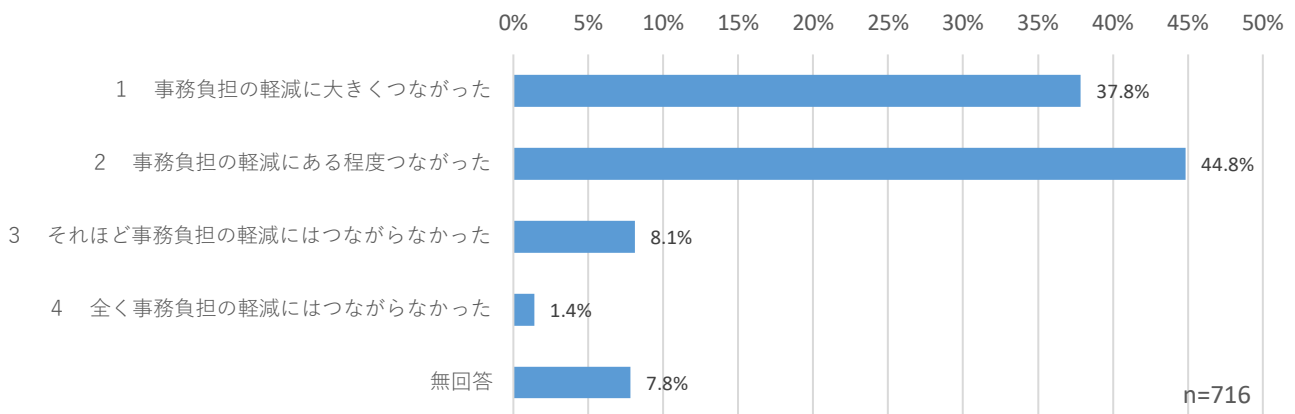
### 13. 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】の活用状況

#### (1) 認定手続きの事務負担軽減の評価

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する事業に係る地域再生計画の認定手続きについては、包括的な認定となり、1つの地域再生計画の作成で、本交付金を活用する実施計画を複数申請可能となった。

本交付金を活用している認定地域再生計画について、認定手続きの簡素化に伴う事務負担の軽減の状況をみると、「2. 事務負担の軽減にある程度つながった」が44.8%で最も多く、続いて「1. 事務負担の軽減に大きくつながった」が37.8%となっている。

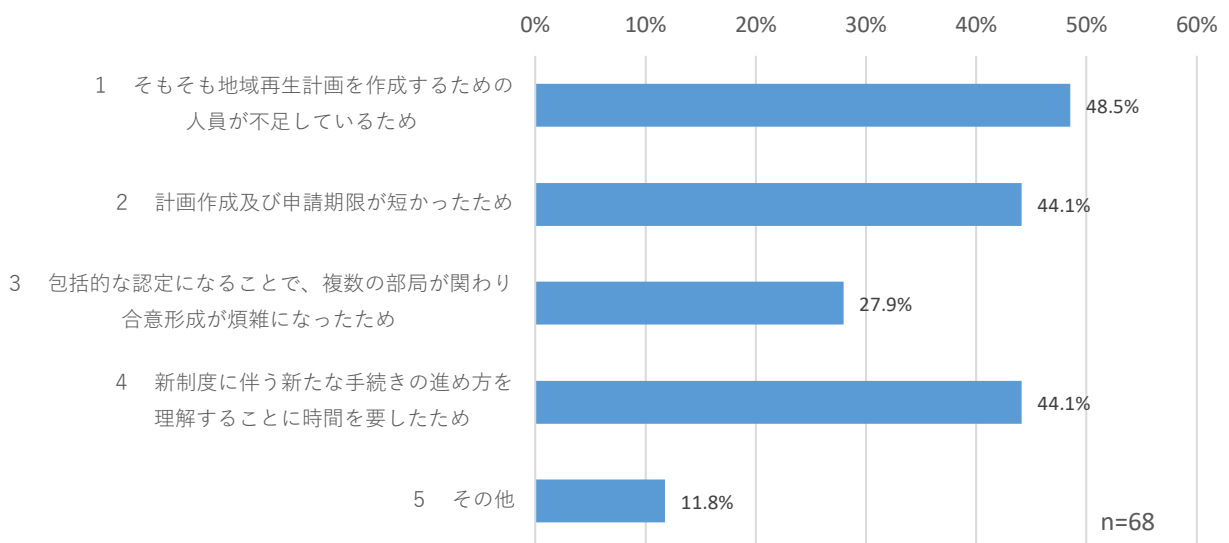
図表 53：第2世代交付金に関する認定手続きの事務負担軽減の評価



#### (2) 事務負担の軽減に繋がらなかった理由

認定手続きの簡素化に関して「それほど事務負担の軽減にはつながらなかった」、「全く事務負担の軽減にはつながらなかった」と回答した認定地域再生計画について、軽減につながらなかった理由をみると、「1. そもそも地域再生計画を作成するための人員が不足しているため」が48.5%で最も多く、「2. 計画作成及び申請期限が短かったため」及び「4. 新制度に伴う新たな手続きの進め方を理解することに時間を要したため」が44.1%となっている。

図表 54：事務負担の軽減に繋がらなかった理由（複数回答）

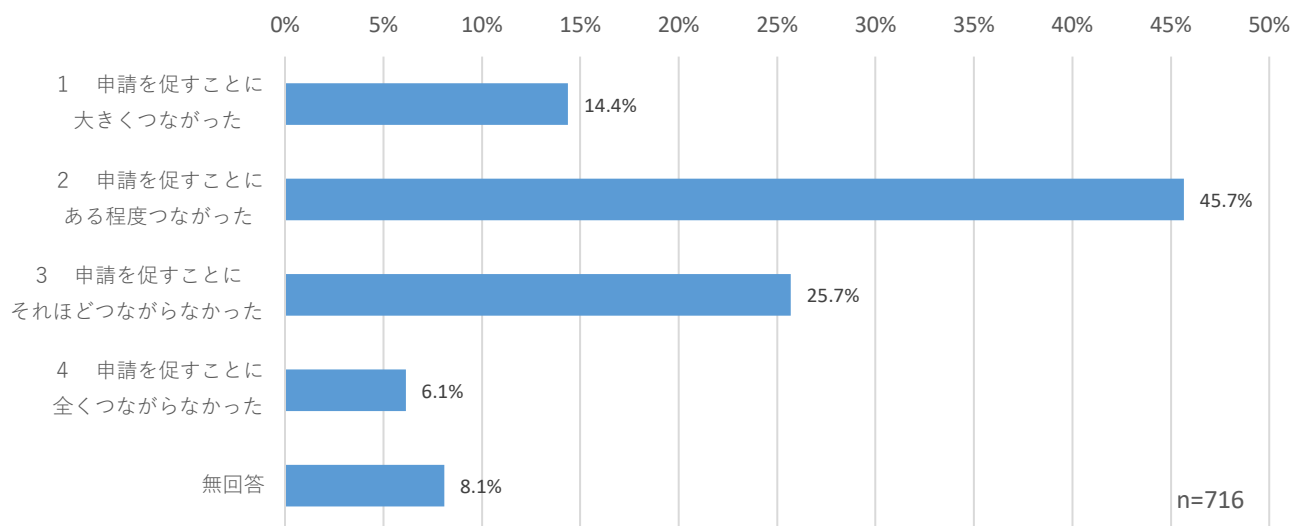


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (3) 簡素化による申請への促進効果

認定手続きの簡素化が申請への促進につながったかをみると、「2. 申請を促すことにある程度つながった」が45.7%で最も多く、続いて「3. 申請を促すことにそれほどつながらなかった」が25.7%となっている。

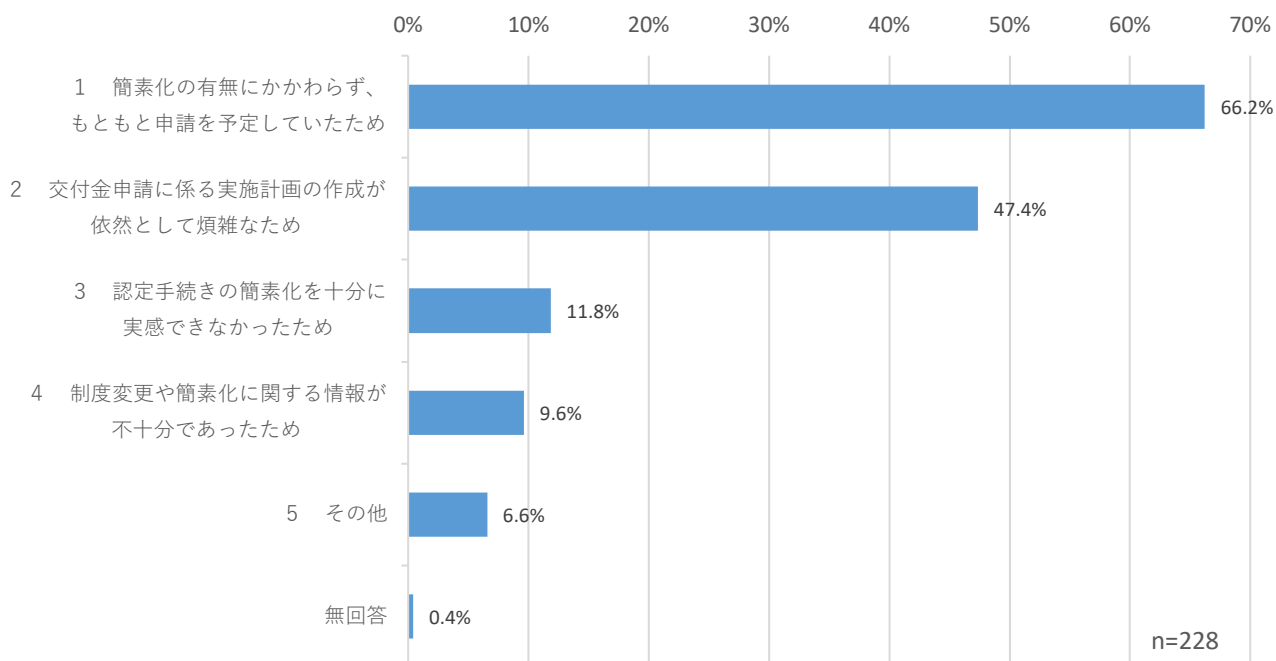
図表 55：認定手続きの簡素化による申請への促進効果



### (4) 申請への動機づけにならなかった理由

認定手続きの簡素化に関して「申請を促すことにそれほどつながらなかった」、「申請を促すことに全くつながらなかった」と回答した認定地域再生計画について、申請を促すに至らなかった理由をみると、「1. 簡素化の有無にかかわらず、もともと申請を予定していたため」が66.2%で最も多く、「2. 交付金申請に係る実施計画の作成が依然として煩雑なため」が47.4%となっている。

図表 56：申請への動機づけにならなかった理由（複数回答）

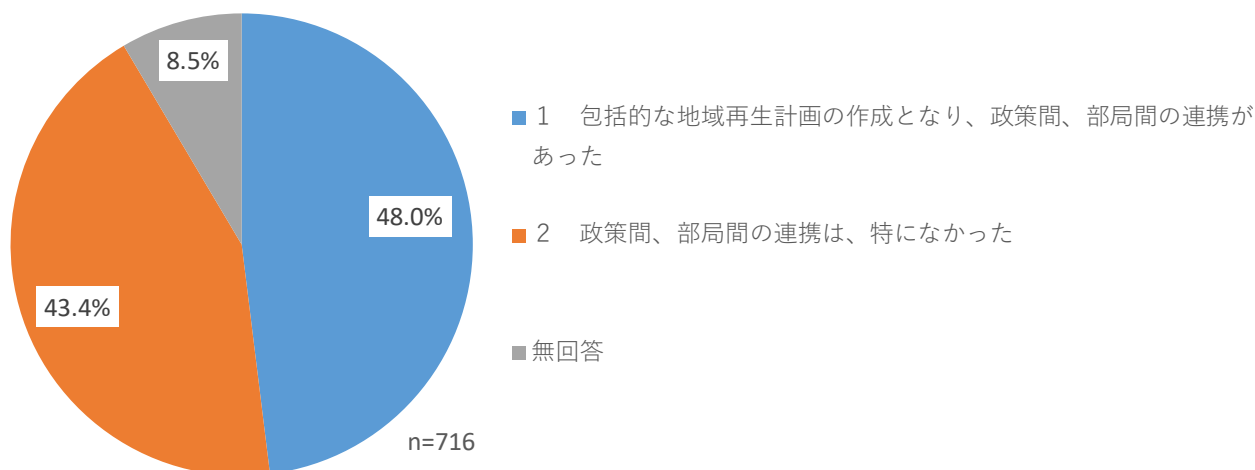


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (5) 政策間・部局間の連携

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用している認定地域再生計画について、政策間、部局間の連携をみると、「1. 包括的な地域再生計画の作成となり、政策間、部局間の連携があった」が48.0%となっており、「2. 政策間、部局間の連携は、特になかった」が43.4%となっている。

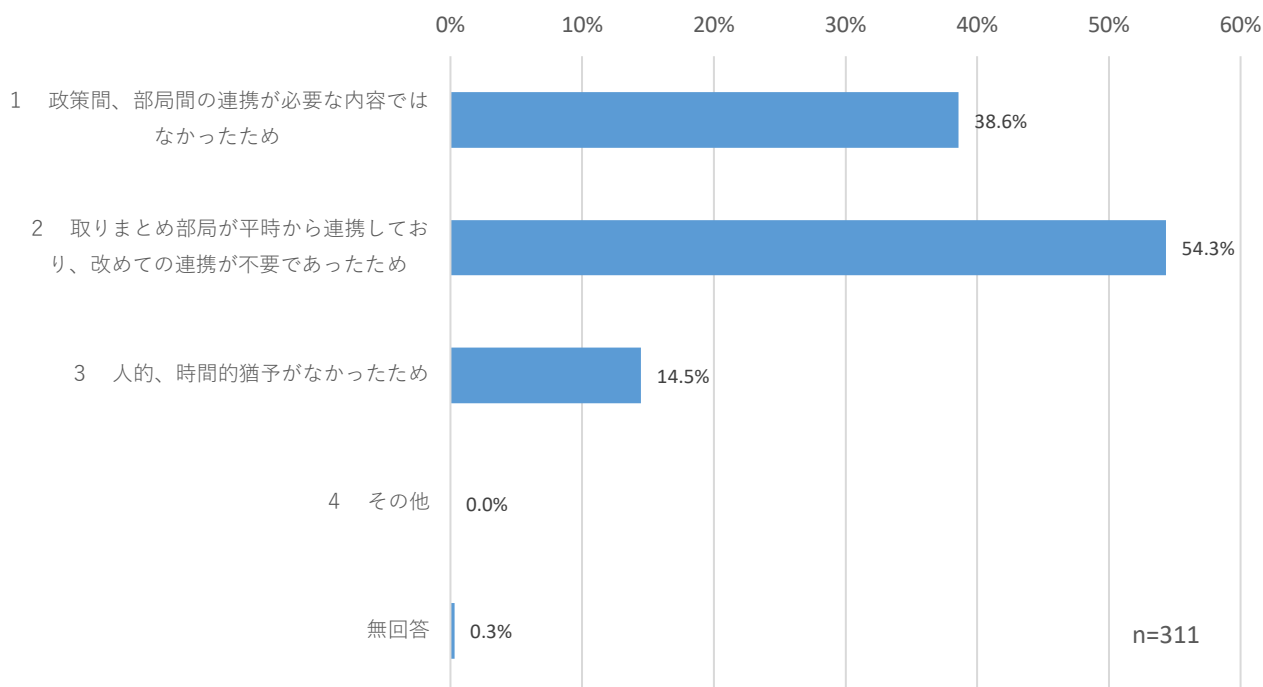
図表 57：第2世代交付金における政策間・部局間連携の状況



## (6) 連携が実施されなかった理由

政策間部局間の連携に関して「政策間、部局間の連携は、特になかった」と回答した認定地域再生計画について、連携が実施されなかった理由をみると、「2. 取りまとめ部局が平時から連携しており、改めての連携が不要であったため」が54.3%で最も多く、「1. 政策間、部局間の連携が必要な内容ではなかったため」が38.6%となっている。

図表 58：連携が実施されなかった理由（複数回答）



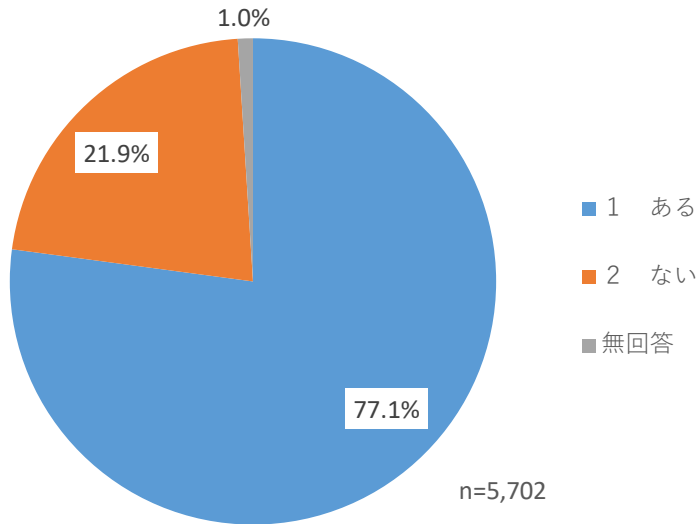
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## 14. 事前相談制度の取組

### (1) 事前相談制度の活用状況

地域再生計画の認定申請に当たって、事前相談制度の活用状況をみると、「1. ある」が77.1%となっており、「2. ない」が21.9%となっている。

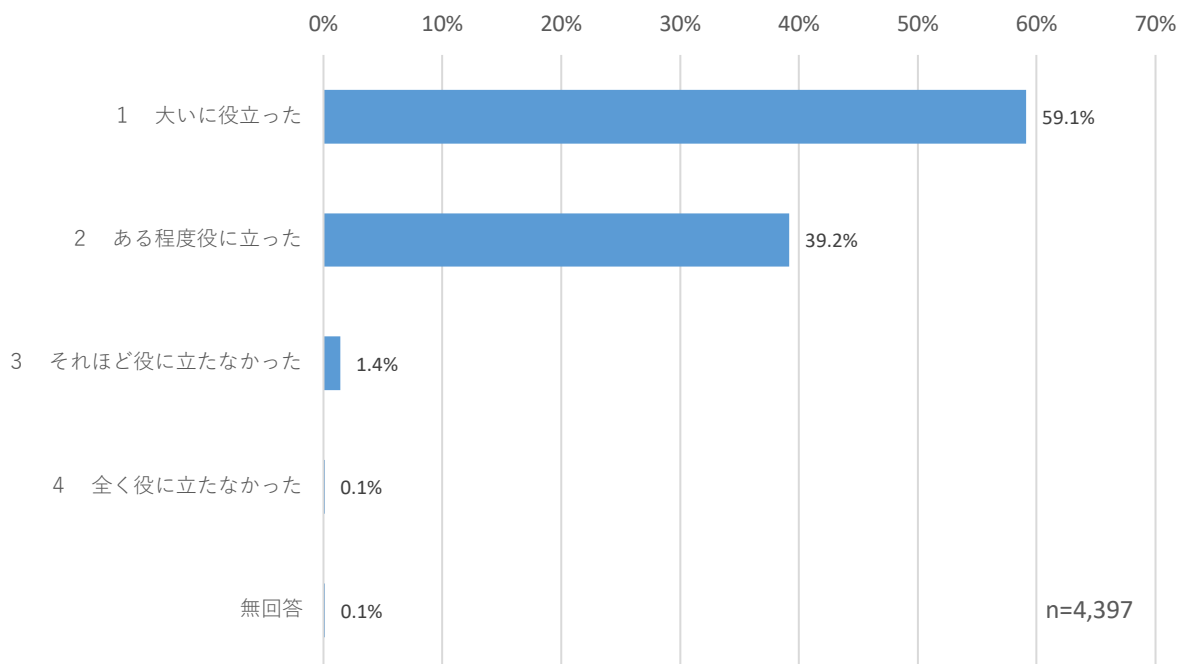
図表 59 : 事前相談制度の活用状況



### (2) 事前相談に対する評価

事前相談制度を活用したことがある認定地域再生計画について、事前相談に対する評価をみると、「1. 大いに役立った」が59.1%で最も多く、続いて「2. ある程度役に立った」が39.2%となっている。

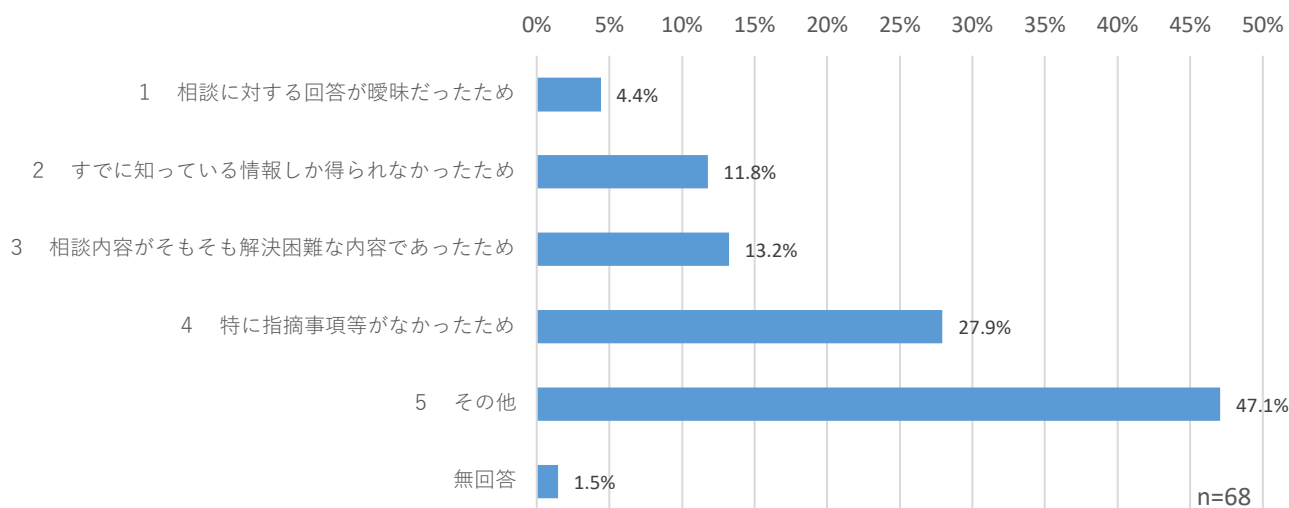
図表 60 : 事前相談制度に対する評価



### (3) 役に立たなかった理由（複数回答）

事前相談制度を活用したことがある認定地域再生計画のうち、「それほど役に立たなかった」、「全く役に立たなかった」と回答した計画について、役に立たなかった理由をみると、「4. 特に指摘事項等がなかったため」が27.9%で最も多く、続いて「3. 相談内容がそもそも解決困難な内容であったため」が13.2%、「2. すでに知っている情報しか得られなかったため」が11.8%となっている。

図表 61：事前相談制度が役に立たなかった理由（複数回答）

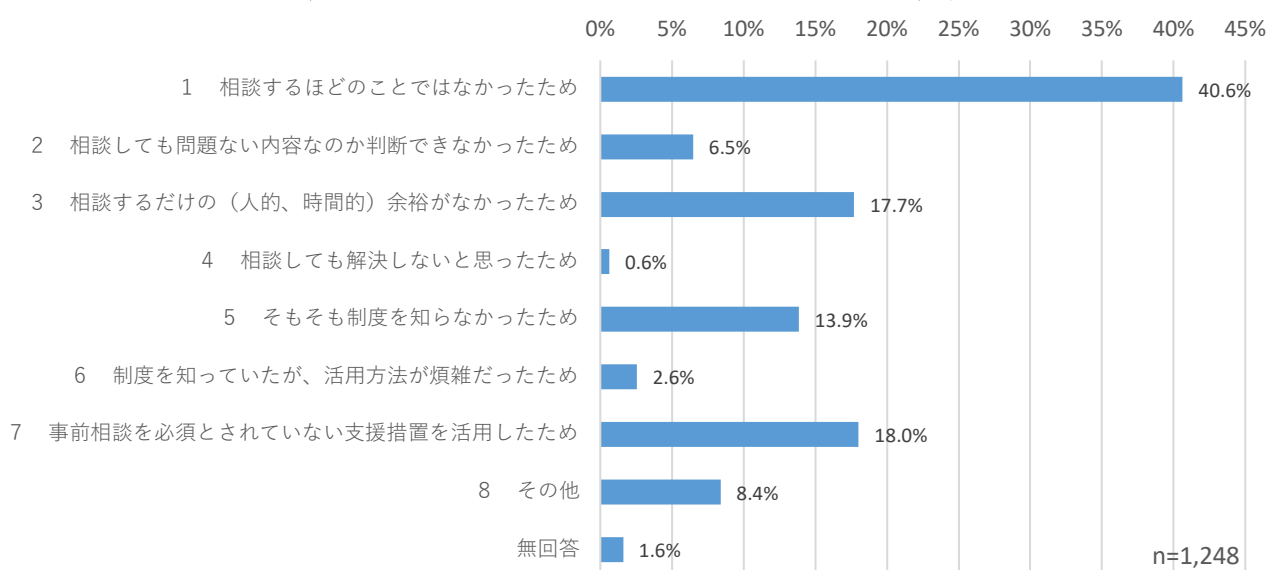


「その他」の主な内容としては、「申請書類の確認行為でしかない」や「各認定申請回で設けられる事前相談と申請後に内閣府から指示がある修正作業に違いがない（単に認定申請期限が早まっている）」といった記述があった。

### (4) 活用しなかった経緯（複数回答）

事前相談制度を活用しなかった認定地域再生計画について、活用しなかった理由をみると、「1. 相談するほどのことではなかったため」が40.6%で最も多く、続いて「7. 事前相談を必須とされていない支援措置を活用したため」が18.0%、「3. 相談するだけの（人的、時間的）余裕がなかったため」が17.7%となっている。

図表 62：事前相談制度を活用しなかった経緯（複数回答）



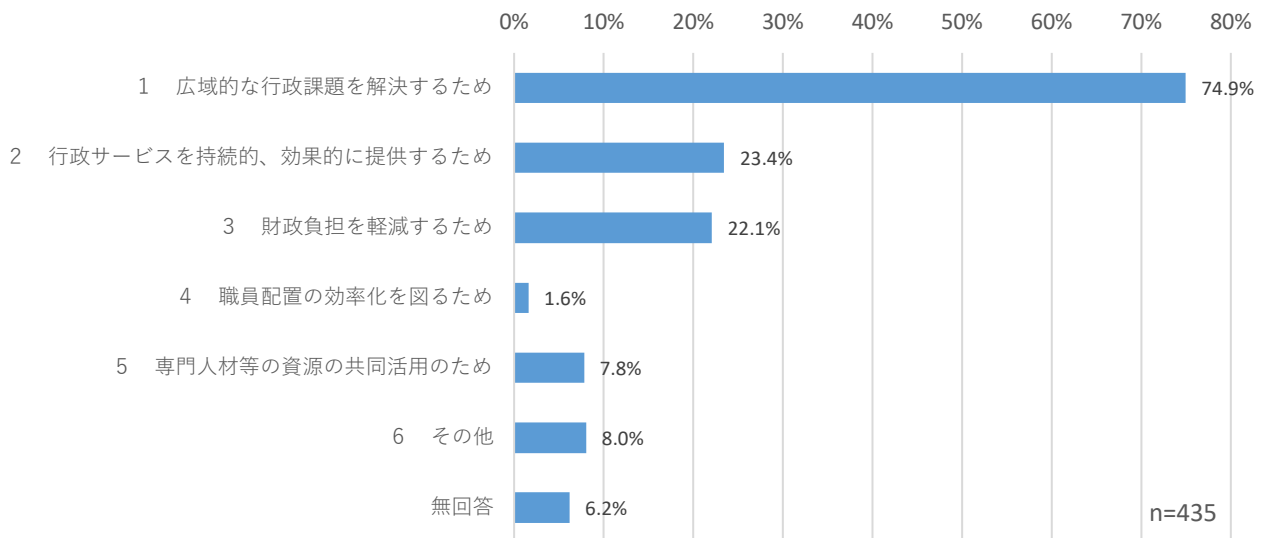
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## 15. 広域連携の実施状況

### (1) 連携を必要とした理由

複数の地方公共団体で共同申請している認定地域再生計画について、他の地方公共団体と連携が必要と判断した理由をみると、「1. 広域的な行政課題を解決するため」が74.9%で最も多く、続いて「2. 行政サービスを持続的、効果的に提供するため」が23.4%、「3. 財政負担を軽減するため」が22.1%となっている。

図表 63：広域連携を必要とした理由（複数回答）

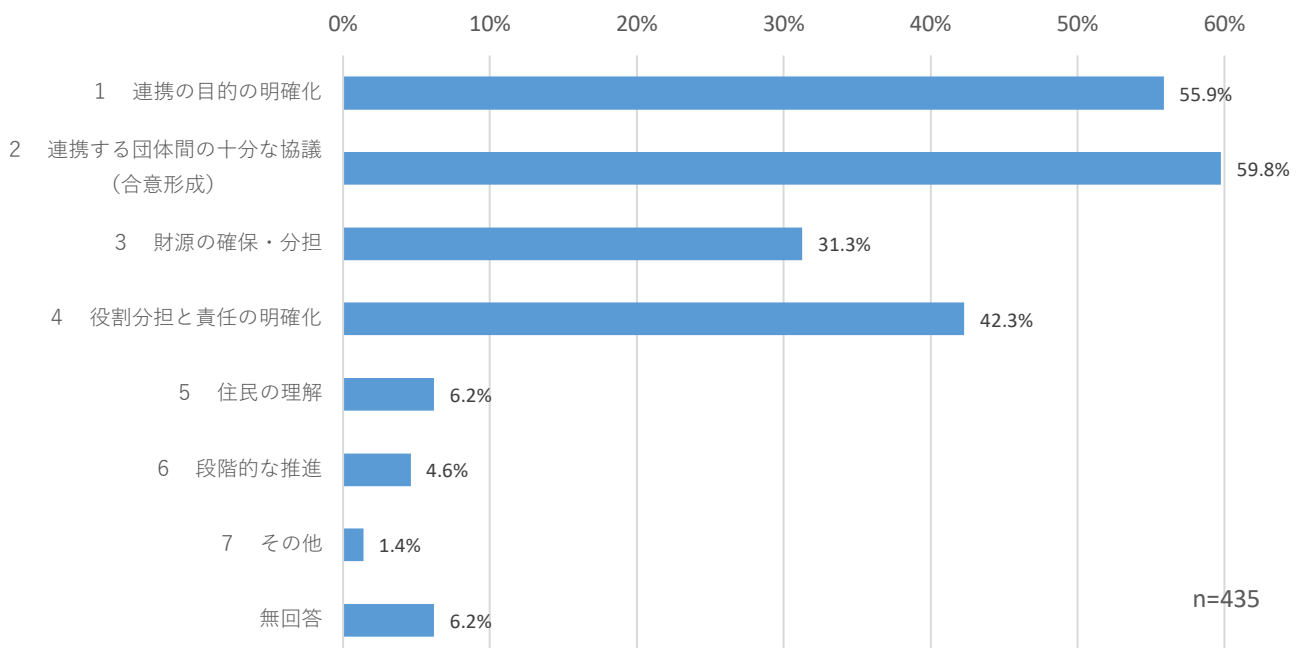


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (2) 連携のポイント

連携するに当たって、特に重要と考えるポイントをみると、「2. 連携する団体間の十分な協議（合意形成）」が59.8%で最も多く、続いて「1. 連携の目的の明確化」が55.9%、「4. 役割分担と責任の明確化」が42.3%となっている。

図表 64：広域連携の実施に当たってのポイント（複数回答）

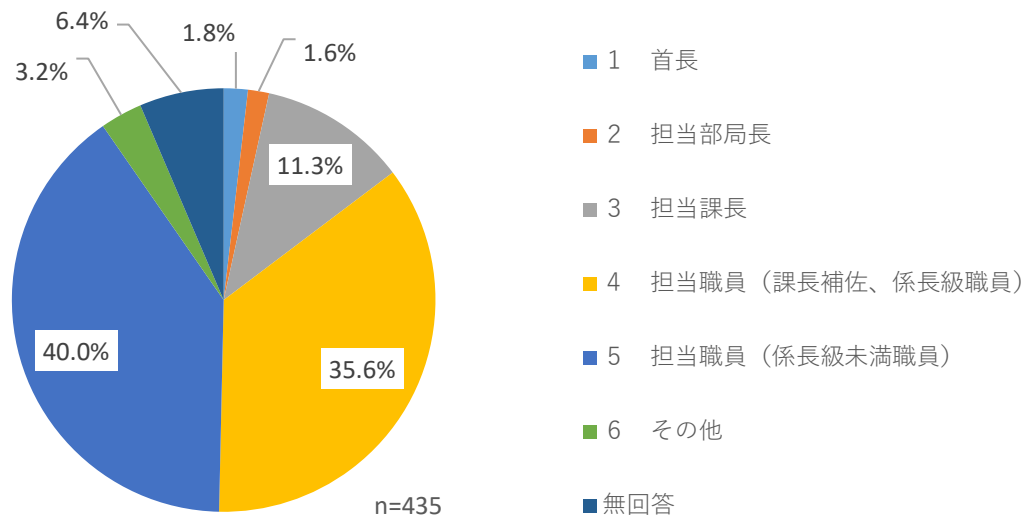


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (3) 連携の働きかけの主体

連携を進めるに当たって、他の団体との交渉や調整等を行った主体をみると、「5. 担当職員（係長級未満職員）」が40.0%で最も多く、続いて「4. 担当職員（課長補佐、係長級職員）」が35.6%となっている。

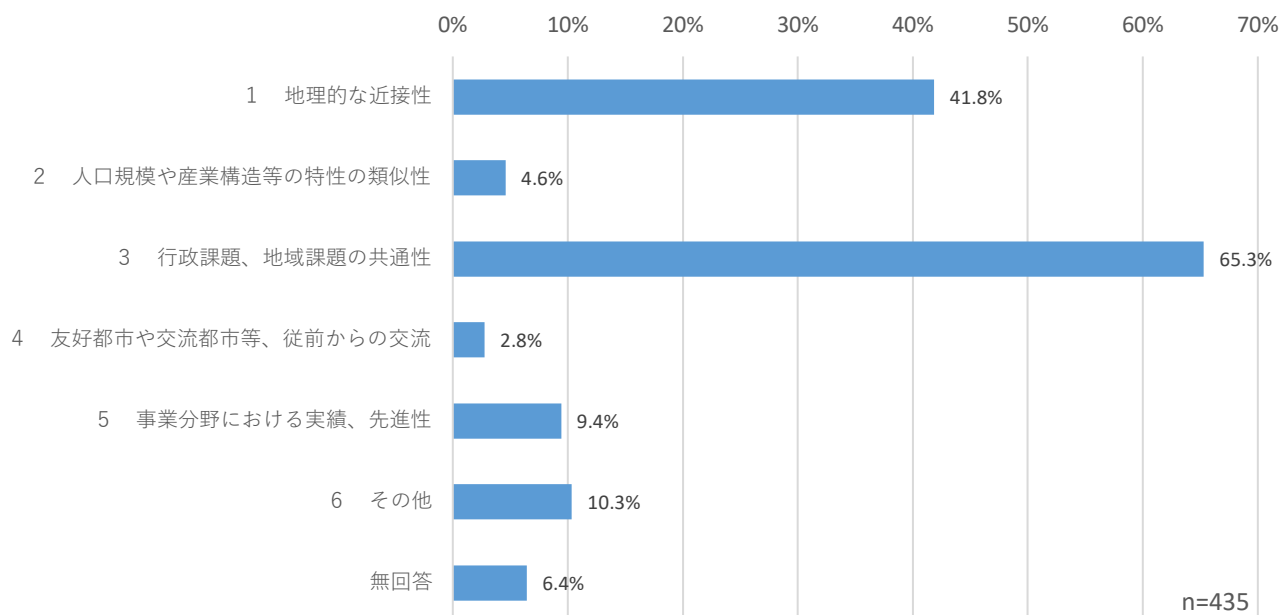
図表 65：広域連携の働きかけの主体



### (4) 連携する団体を選定した観点

連携する団体をどのような観点で選定したかをみると、「3. 行政課題、地域課題の共通性」が65.3%で最も多く、続いて「1. 地理的な近接性」が41.8%となっている。

図表 66：連携する団体を選定するに当たっての観点（複数回答）

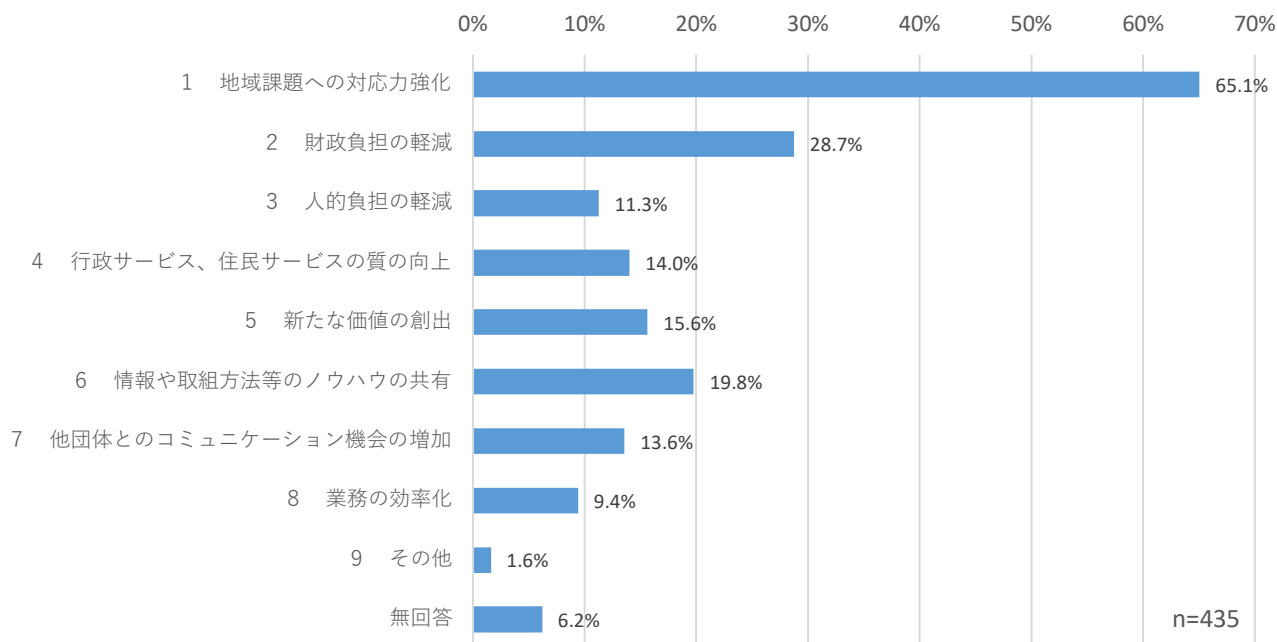


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (5) 連携のメリット

連携することによるメリットをみると、「1. 地域課題への対応力強化」が65.1%で最も多く、続いて「2. 財政負担の軽減」が28.7%、「6. 情報や取組方法等のノウハウの共有」が19.8%となっている。

図表 67：広域連携のメリット（複数回答）

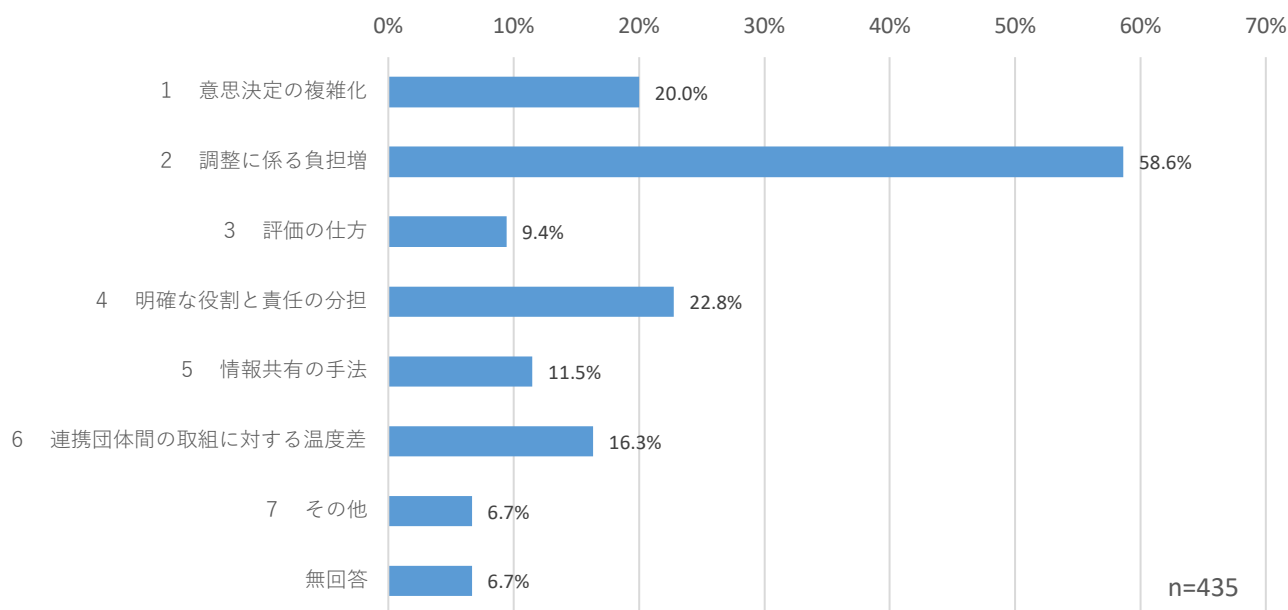


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (6) 連携時の課題

連携を進める上での課題をみると、「2. 調整に係る負担増」が58.6%で最も多く、続いて「4. 明確な役割と責任の分担」が22.8%、「1. 意思決定の複雑化」が20.0%となっている。

図表 68：広域連携を実施するに当たっての課題（複数回答）

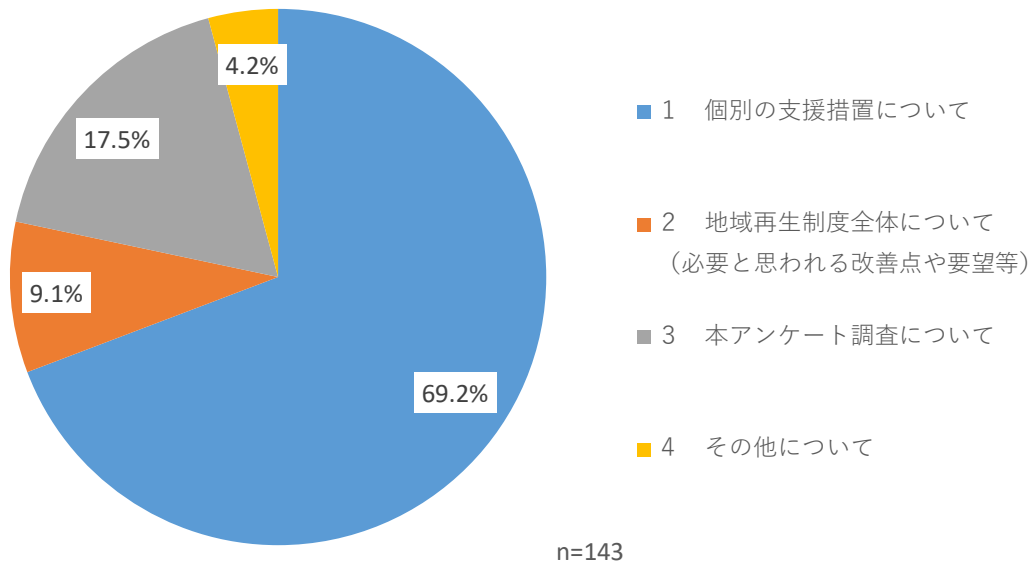


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## 16. 認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般への意見・要望

回答があった1,641団体のうち、111団体から143件の意見・要望が寄せられた。その内容を分類・整理したところ、「1. 個別の支援措置について」が69.2%、「2. 地域再生制度全体について」が9.1%、「3. 本アンケート調査について」が17.5%となっている。

図表 69：意見・要望の内訳（複数回答）



制度の手續等に関する意見としては、「制度が多種にわたって複雑であり、申請が難しい」、「地域再生計画の申請書類や評価方法を簡素化や一本化してほしい」、「制度の内容や申請方法を理解するための説明会の開催や、相談窓口の充実を図ってほしい」といった指摘が見られた。

一方で、制度のあり方に関する意見として、「支援ありきの計画作成とならない制度設計の構築」といった要望が寄せられている。

また、本調査に関する意見として「交付金活用事業に関して別途実施している調査との内容調整」や「回答方法の見直しによる負担軽減」について要望があった。

具体的な主な意見・要望は以下のとおりである。

### 個別の支援措置に関する意見

<新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】>

- ・ 新規事業のみならず、従来事業や、修繕・機器の更新についても使えるようにしてほしい。
- ・ 小規模地方公共団体においては、公用施設も様々な地域活性化の役割を果たしており、活用内容によっては公用施設整備も対象にしてほしい。
- ・ インフラ事業のみでの採択が可能となるような制度改正を検討してほしい。
- ・ 第2世代交付金を活用する場合、地域再生計画の認定申請と交付金の申請を別々に行う必要があるため、事務負担が大きく、これらの手続きの一体化を検討してほしい。
- ・ 作成に当たっては、間違いや不備の無いよう細心の注意を払う必要があるため、事前相談を含め、準備期間をできるだけ長く設定してほしい。

- ・ 事業計画書の簡略化や、申請スケジュールに余裕を持たせてほしい。
- ・ 県担当などからの対面による説明会を行ってほしい。
- ・ どういうスキームであれば活用可能であるか分かりにくいことから、例示や活用事例に関する案内を増やしてほしい。
- ・ 第2世代交付金のソフト事業のうち、移住・起業・就業型、プロフェッショナル人材型について、内閣府の相談窓口を一本化してほしい。
- ・ 気軽に相談できる国・県の担当窓口をさらに充実させてほしい。

#### <デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）>

- ・ 地方公共団体の人事異動に伴う引継ぎに負担を感じることがあるため、都道府県単位での事業説明会を毎年開催してほしい。
- ・ 申請に関しては、記載方法に関するノウハウや準備期間が必要であり、新規申請の場合や、ノウハウの少ない小規模地方公共団体の場合には、ハードルの高い申請方法であると感じる。
- ・ 協議会の設置や、協議会による事業運営が求められる点について、人材の絶対数の少ない小規模地方公共団体にはハードルが高いと感じる。

#### <デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）>

- ・ 2か年以上に渡る事業の場合、予算の繰越が想定されるため、国における財源は、当初予算で措置してほしい。
- ・ 拠点整備に係るインシヤルコストであるハード整備に加えて、ランニングコストの一部に、先端技術活用等の項目でソフト事業の補助メニューがあれば良いと考える。

#### <まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例>

- ・ 官民連携のまちづくりに資する制度であり、地方公共団体の貴重な財源等であることから、令和10年度以降についても、当該制度の延長を要望する。
- ・ 第2世代交付金と企業版ふるさと納税の地域再生計画について、ともに、地方公共団体の総合戦略に基づきを策定しているため、別々に認定を受けるのではなく、包括したもので対応してほしい。
- ・ 地域再生計画の「数値目標」について、「総合戦略に準ずる」等の記載ができれば、総合戦略を見直した際に、自動的に地域再生計画の内容も反映することができるため、国・地方公共団体の双方にとって、事務の効率化が図れると考える。
- ・ 公表されているQ&Aは非常に役に立つため、当該Q&Aを元にした説明会の開催や、よくある間違いや質問集を作成し、共有してほしい。
- ・ 人事異動直後の提出となり、全体把握や内容の理解に時間を要したため、事前相談後から本提出までの期間をもう少し確保してほしい。
- ・ 地域再生計画の策定に関する勉強会や研修会があれば受講したい。
- ・ 企業によっては、企業版ふるさと納税を知らない企業も多いため、引き続き、周知・PRをお願いしたい。

#### **地域再生制度全体について**

- ・ 制度全体が各分野に細分化されており、分かりづらい。必要な手順のフロー、様式等を簡略化するとともに、実務レベルでの説明会を開催してほしい。
- ・ 第2世代交付金と企業版ふるさと納税に関する地域再生計画の認定手続きが、総合戦略の焼き直しのようなものになっており、国と地方公共団体の双方にとって二度手間のよ

うに感じてしまう。

- ・ 総合戦略に基づき計画を作成していることから、複数の地域再生計画を提出する際に、内容が重複するため、地域再生計画の名称の付け方に苦慮している。地域再生計画の内容が変わらない場合を除き、各支援措置を併記する、追記する等の対応によって、作成した地域再生計画として提出ができるように制度を改善してほしい。
- ・ 補助金ありきではなく、地方公共団体の長期的ビジョン、総合計画等との整合性を重視して認定される仕組みに転換すべきと考える。補助金頼みではなく、自律的に戦略を描くインセンティブが強まると考える。
- ・ 地域再生計画の書式対応に負担が大きく、形骸化しやすいと考える。地方公共団体の実情に合わせた柔軟な計画策定を認め、国は、戦略性や成果のモニタリングを重点的に支援する仕組みへと転換すべきと考える。

#### **本アンケート調査について**

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金の事業実施報告において、KPI等の報告を行っており、重複する内容が多い。申請時には計画の認定申請と交付金の申請を一つの様式で作成するため、実績報告も一つの様式で実施してほしい。
- ・ 地方公共団体において複数の地域再生計画がある場合、共通の項目を何度も入力する手間が煩雑であるため、地方公共団体側の手間を考慮したアンケートの手法を検討ほしい。
- ・ 内部決裁用にMicrosoft Excelで回答を作成しているため、Webブラウザ上の回答は二度手間となることから、制限を設けずMicrosoft Excelのまま提出可としてほしい。